

(案)

平成 19 年度版

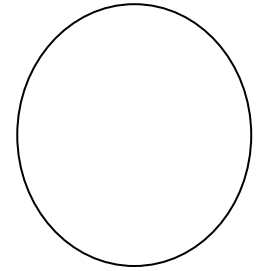
岐阜県森林づくり基本計画に基づく
施策の実施状況報告書

平成 2 0 年 月 日

岐阜県

岐阜県森林・林業白書の刊行に当たって

岐阜県知事 古田 肇



岐阜県では、平成 18 年 5 月に、「ありがとう 未来へつなげ 森の恵み」をテーマに、これからの未来を担う子ども達を中心に、多くの県民の皆様を支えられた、「第 57 回全国植樹祭」を下呂市において開催しました。

この植樹祭において、「植えて、育てる」そして「伐って、利用する」という「生きた森林づくり」の考え方を全国に向けて発信するとともに、開催に合わせて「岐阜県森林づくり基本条例」を施行しました。さらに同年度末には、条例に基づく「岐阜県森林づくり基本計画」を策定し公表したところです。

「岐阜県森林・林業白書」は、基本条例に基づき、毎年 1 回、基本計画に基づく施策の実施状況を、県民の皆様公表するものであります。平成 19 年度は、基本計画に基づく施策実施の 1 年目ではありますが、地球温暖化防止対策がますます重要性を増すとともに、世界的な資源争奪戦から、木材貿易の先行きが不透明さを増すなど、我が国の森林・林業を取り巻く環境が変化した 1 年でありました。

岐阜県におきましては、全国初の内陸型の大型合板工場の立地が中津川市に決定したこと、また、新たな森林づくりの手法として「企業との協働による生きた森林づくり協定」が 4 つの企業等と結ばれたことなど、これまで県内の森林・林業界に見られなかった新しい息吹が吹き込まれた年でありました。

このように、目指すべき理想の姿に近づけるために、県が基本計画に基づく施策をどのように展開してきたのか、更に新たにどのような課題・問題点が見えてきたのかを、白書の中で分かりやすく記述しました。

この白書が、多くの県民に読まれ、森林の整備・保全の重要性について理解を深めていただくとともに、今後、森林づくりさらには木材利用について、一層のご支援がいただけることを期待しております。

最後に、「岐阜県森林・林業白書」の策定にあたり、木の国・山の国県民会議や木の国・山の国 1000 人委員会の委員をはじめ、多くの県民の皆さんから貴重な意見を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

目 次

はじめに	
1 はじめに	1
2 白書の位置付け	2
3 森林づくりの目指す姿と施策展開の全体像	3
平成19年度施策の実施状況	
1 施策の総合評価	5
2 健全で豊かな森林づくりの推進	7
(1) 災害に強い森林づくりの推進	7
(2) 森林の適正な保全	10
(3) 森林空間の利用の促進	13
3 林業及び木材産業の振興	15
(1) 効率的な森林施業の実施	15
(2) 県産材の利用の拡大	17
(3) 森林資源の有効利用の促進	19
4 人づくり及び仕組みづくりの推進	21
(1) 森林環境教育の推進	21
(2) 技術者及び担い手の育成・確保	24
(3) 県民との協働による森林づくりの推進	26
(4) ぎふ山の日及びぎふの山に親しむ月間の普及	26
(5) 地域が主体となった森林づくりの支援	28
(6) 技術の向上及び普及	30
計画実現に向けた総合的な対策である「4つのプロジェクト」の進捗状況	32
1 「健全で豊かな森林づくりプロジェクト」	32
2 「県産材流通改革プロジェクト」	35
3 「ぎふの木で家づくりプロジェクト」	37
4 「県民協働による森林づくりプロジェクト」	39
県民の意見	41
1 県民からの意見聴取の経緯	41
2 県民からの意見	42
資料編（岐阜県の森林・林業を取り巻く現状）	44

はじめに

1 はじめに

平成 19 年度版の「岐阜県森林・林業白書」では、「岐阜県森林づくり基本計画(H19~H23)」に基づき、平成 19 年度に県が進めてきた施策の実施状況を、なるべく分かりやすく記述いたしました。

- 1 では、平成 19 年度の施策の実施状況の全体像を把握していただくため、「岐阜県森林づくり基本条例」の基本理念を具体化する 3 つの方針ごとに、実施した施策の「総合的な評価」を試みました。

- 2 の「健全で豊かな森林づくりの推進」では、手入れが遅れた人工林の「間伐」の促進、山地災害危険地区での「治山事業」の実施状況、更には「保安林制度」などの法律の遵守、病虫害や野生動物による「森林被害」による森林の荒廃を防ぐ取組などについて記述しました。

- 3 の「林業及び木材産業の振興」では、木材生産の収益で、造林・保育などの施業を将来にわたって行える仕組みをつくる「低コスト林業」の取組事例や、県産材の需要拡大のために取り組んでいる合板工場の誘致、木質バイオマス利用への取組、県産材を使用した木造住宅の建築促進対策などについて記述しました。

- 4 の「人づくり及び仕組みづくりの推進」では、継続的な取組が期待されている県民や子供たちに対する「森林環境教育」の取組や、森林技術者の育成、企業との協働による森林づくりの取組、地域の森林づくりの核となる「市町村森林管理委員会(仮称)」の設置状況などについて記述しました。

では、計画実現に向けた総合的対策である「4つのプロジェクト」について、現在の進捗状況と新たな課題を明確にし、平成 20 年度以降の方向性について記述しました。

では、「岐阜県森林・林業白書(仮称)」を作成するにあたり、木の国・山の国県民委員会、木の国・山の国 1000 人委員会をはじめ、県民の皆様からの生の声をどの様に聞き取り反映させたかを記述しました。

2 白書の位置付け

1 県民協働による計画の推進

県と森林所有者、森林組合、事業体、森林づくり活動団体、そして県民の皆さんが、それぞれの役割を果たし連携・協力することで、確実な計画の推進を図っていきます。また、市町村や国との連携を図り、既存制度などを有効に活用して施策を推進します。

2 施策の実施状況の報告・公表

基本計画に基づく施策の実施状況について毎年度、県議会に報告し、その結果を公表します。

公表に当たっては、判りやすい『岐阜県森林・林業白書（仮称）』を新たに作成し、ホームページなどを通じて県民の皆さんに見て頂けるようにします。

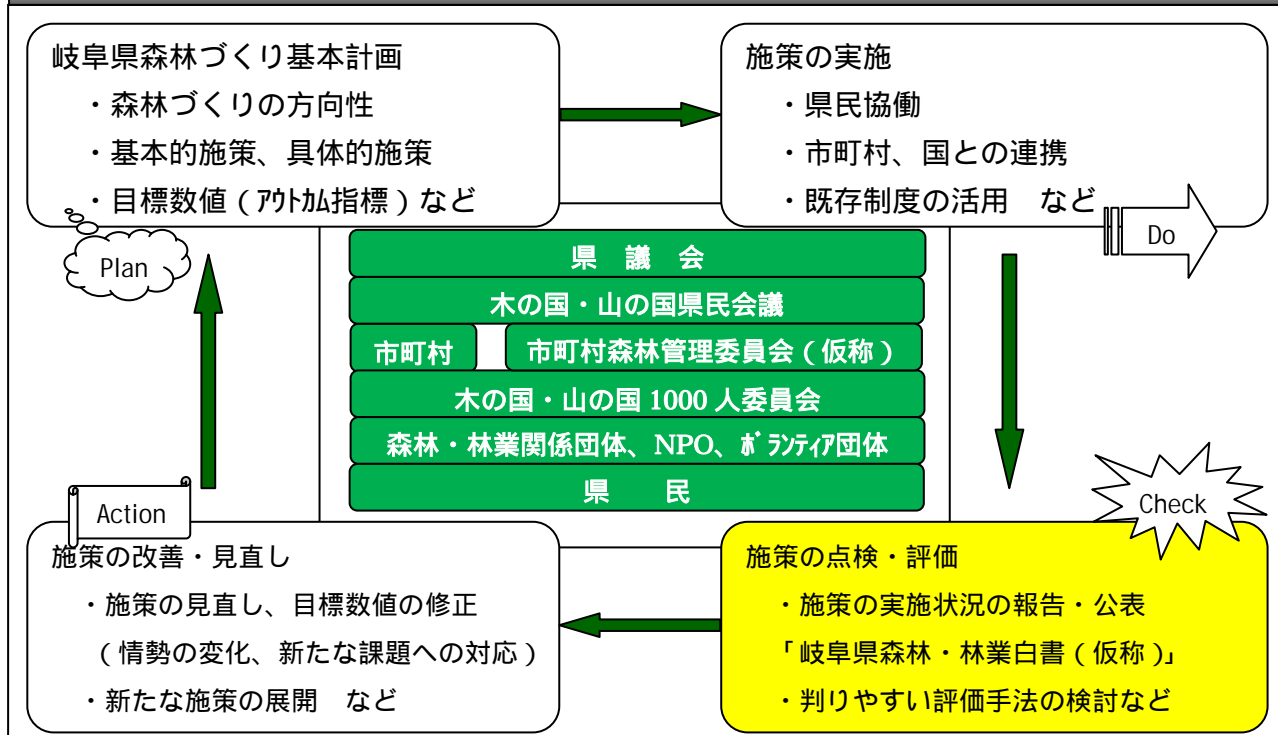
3 施策の評価及び見直し

毎年度の施策の実施状況とその評価、森林・林業をめぐる情勢の変化などを踏まえ、5年後（平成23年度）に基本計画を見直します。

計画の見直しに当たっては、計画の策定と同様に「木の国・山の国県民会議」、「木の国・山の国1000人委員会」をはじめ森林・林業関係団体、NPO・ボランティア団体、市町村森林管理委員会（仮称）などを通じて、様々な地域や立場の方々のご意見をお聴きし反映していきます。

施策の評価については、各目標数値の達成状況から判断するだけでなく、各施策の効果が県民の生活や経済に及ぼす身近で判りやすい指標（＝アウトカム指標）によって評価できるよう、「木の国・山の国県民会議」などで検討を行っていきます。

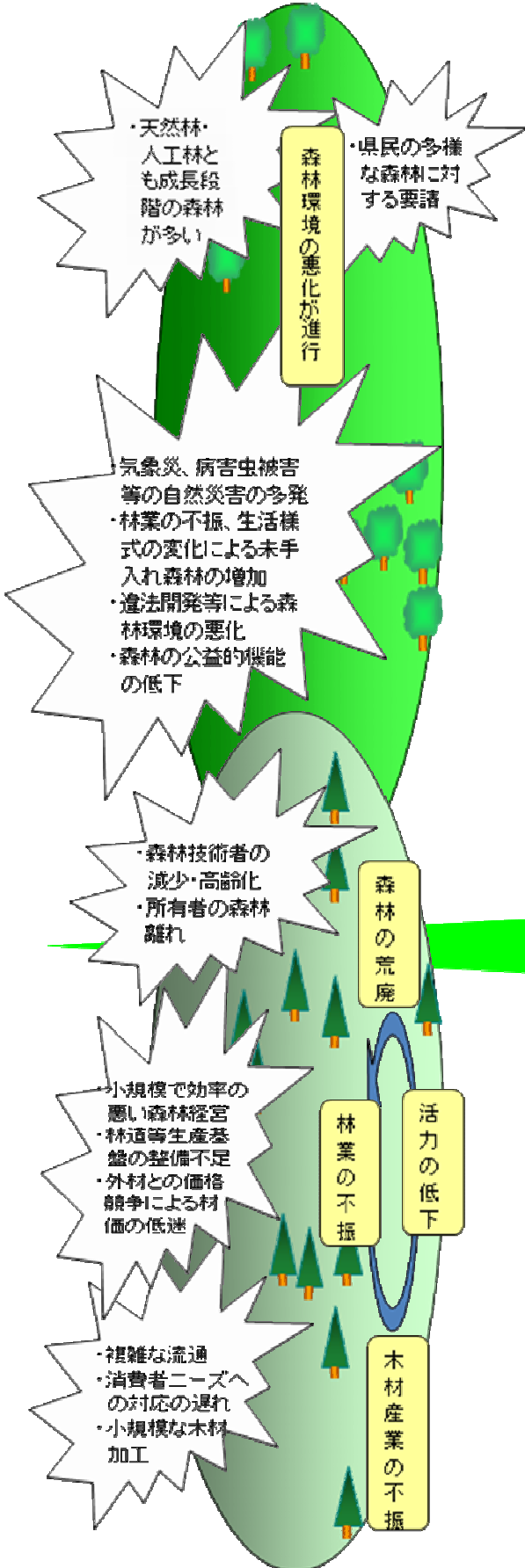
4 計画の推進と評価・見直しの仕組み



3 森林づくりの目指す姿と施策展開の全体像

現在

主な取り組み



健全で豊かな森林づくりの推進

- 災害に強い森林づくりの推進
 - ◆治山対策の推進 ◆針広混交林等の整備 ◆間伐の推進 等
- 森林の適正な管理、森林空間の利用の促進
 - ◆保安林・林地開発制度の適切な運用 等

間伐の実施面積

(現状)	(5年後)	(10年後)	(30年後)
12,800ha/年	→ 14,800ha/年	→ 11,000ha/年	→ 7,000ha/年

山地災害危険地区における治山工事の着手率

(現状)	(5年後)	(10年後)	(30年後)
60.4%	→ 63.7%	→ 66.2%	→ 76.3%

林業及び木材産業の振興

- 効率的な森林施業の実施
 - ◆森林施業の団地化 ◆林内路網整備 ◆高性能林業機械導入 等
- 県産材の利用の拡大、森林資源の有効利用の促進
 - ◆流通の合理化、製材加工の効率化 ◆販路拡大
 - ◆B・C材(小曲り材、短材等)の利用拡大 ◆県産木造住宅の建設促進等

素材(丸太)の生産量

(現状)	(5年後)	(10年後)	(30年後)
31万m ³ /年	→ 40万m ³ /年	→ 50万m ³ /年	→ 100万m ³ /年
【うちA材】 29万m ³ /年	→ 34万m ³ /年	→ 40万m ³ /年	→ 65万m ³ /年
【うちB・C材】 2万m ³ /年	→ 6万m ³ /年	→ 10万m ³ /年	→ 35万m ³ /年

【注】A材(直材)、B材(小曲り材、短尺材)、C材(大曲り材、虫食い材)

県産材住宅の建築戸数

(現状)	(5年後)	(10年後)	(30年後)
1,500戸/年	→ 1,800戸/年	→ 2,100戸/年	→ 3,200戸/年

人づくり及び仕組みづくりの推進

- 森林環境教育の推進、県民との協働による森林づくりの推進
 - ◆「みどりの子ども会議」等による森林環境教育の推進、学校林整備
 - ◆「ぎふ・山の日」「木の国・山の国県民運動」の展開 等
- 技術者及び担い手の育成・確保、地域が主体となった森林づくりの支援、技術の向上及び普及
 - ◆緑の雇用対策・まごり養成塾 ◆高性能林業機械化伐採専門チームの養成 ◆市町村森林管理委員会(仮称)の設置 等

高性能林業機械による伐採専門チーム数

(現状)	(5年後)	(10年後)	(30年後)
18チーム	→ 35チーム	→ 50チーム	→ 140チーム

地域が主体となった森林づくり組織の設置市町村数

(現状)	(5年後)
2市	→ 34市町村(森林を有する県内市町村)

総合的に実施するプロジェクト

将来
(30年後)

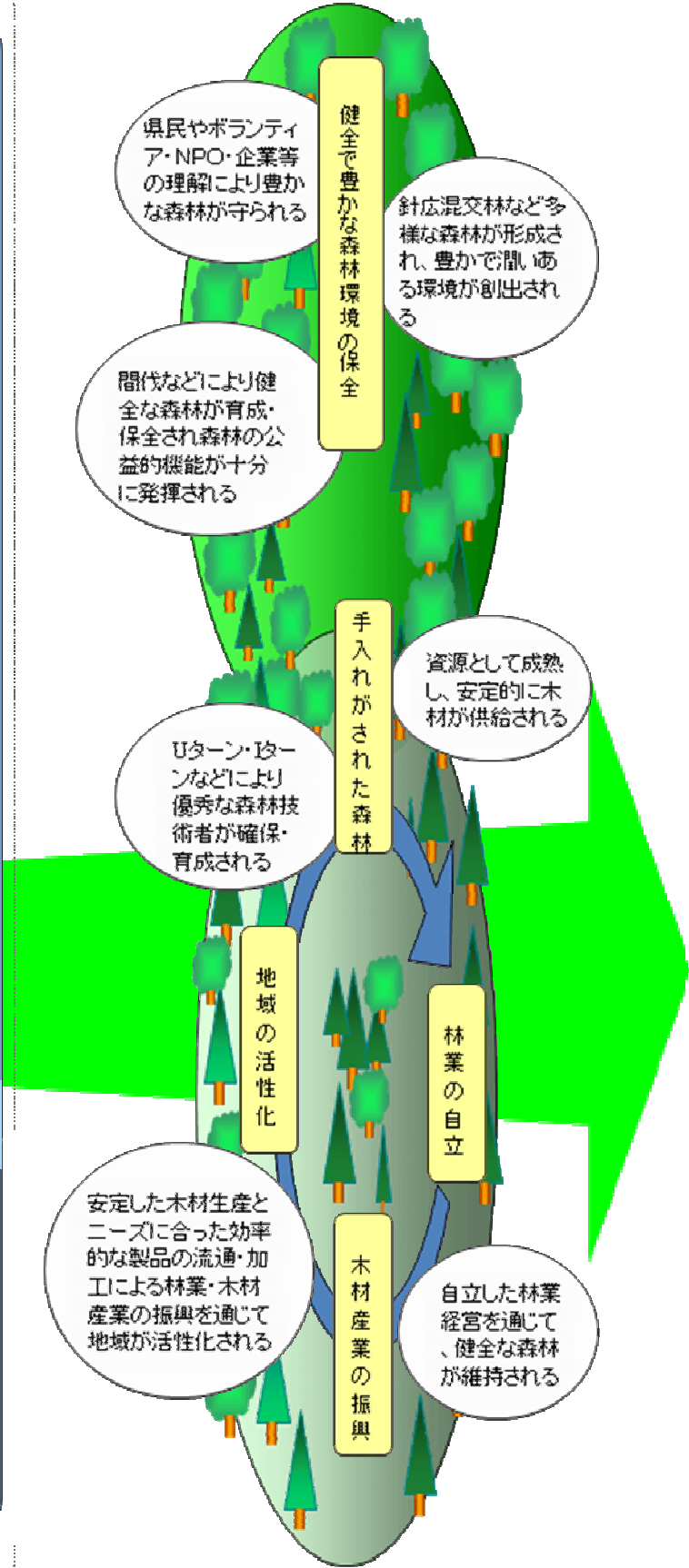
- 【健全で豊かな森林づくりプロジェクト】**

 - 500ha程度のモデル団地
 - 環境林と生産林の区分
 - 低コストで安定的な木材生産を目指す
- 【県産材流通改革プロジェクト】**

 - 県産材の生産・流通・加工段階の改革
 - 未利用材の利用拡大
- 【ぎふの木で家づくりプロジェクト】**

 - 消費者、工務店に木の良さをPR
 - 県産材利用のネットワーク化
 - 県産材を利用した家づくりを促進
- 【県民協働による森林づくりプロジェクト】**

 - 「木の国・山の国県民運動」の展開や「市町村森林管理委員会(仮称)」の設置促進により、県民協働による森林づくり体制を構築



環境的にも経済的にも持続可能な森林づくり

平成 19 年度施策の実施状況

- 1 施策の総合評価

県では「森林づくり基本条例」の基本理念を具体化するため、3つの方針により施策を実施しております。

ここでは、平成19年度に実施した施策の総合的な動きと県が実施した評価について、分かりやすく解説するものです。

健全で豊かな森林づくりの推進

主要指標

指標名	年度	計画 時点 (H17)	(H18)	H19	小計 (H17～19)	達成率	計画終期 (H23)
間伐の 実施面積	目標(ha/年)	12,800	14,800	15,200	42,800	-	14,800(目標)
	実績(ha/年)	12,971	15,836	14,559	43,366	101.3%	

達成率は「新緊急間伐推進五カ年計画（H17～H21）」に基づく数値

指標名	年度	計画時点(H17)	H19	計画終期(H23)
山地災害危険地区における治山工事着手率	実績	60.4%	61.0%	63.7%(目標)

総合的な評価

災害に強い森林づくりの中心である「間伐」は、概ね計画どおりの進捗です。

しかし、全体の約85%が間伐材を林内に放置する「伐り捨て間伐」であり、健全な森林づくりと木材生産を両立させる「利用間伐」への取組が不十分です。

「治山事業」は、平成16年の台風23号災害などの復旧工事を優先してきたことから、新規箇所の着手が遅れ、着手率の進捗は若干遅れています。

森林の健全性を損なう、松くい虫やカシノナガキクイムシなどの病害虫、クマやシカなどの野生動物による森林被害が増加しているため対策を実施しています。

しかし、対象となる区域が広いことから、効果的な防除が行いにくい状況です。



奥地保安林保全緊急対策事業

H20以降の取組

「利用間伐」を進めるため、更なる施業の団地化・集約化に取り組むとともに、低コストで災害に強い林道・作業道(路)などの基盤整備を進めます。

危険度が高く、県民生活への影響度が高い「山地災害危険地区」において、計画的に治山事業を実施します。

カシノナガキクイムシ対策を重点実施するとともに、クマの剥皮対策にも県独自の補助制度を創設します。

林業及び木材産業の振興

主要指標

指標名	年度	計画時点(H17)	H19	計画終期(H23)
素材(丸太)の生産量	実績	31万m ³	31万m ³	40万m ³ (目標)
県産材住宅の建築戸数	実績	1,500戸	1,332戸	1,800戸(目標)

総合的な評価

県全体の素材生産量は横ばい傾向です。原因のひとつに素材の生産コストが高いため赤字になることが上げられます。こうした状況を改善するため、県下で高密度の作業路と高性能林業機械を活用した「低コスト木材生産」の取組が開始しました。

高山市、各務原市に新たに約44,000m³のA材(直材)を製材加工できる施設が整備されました。さらに、合板工場の中津川市への進出も決まりB材(曲り材・短尺材)10万m³が必要になります。

したがって、木材の安定的な供給体制の早期確立が喫緊の課題です。

県産材住宅の建築を拡大するため、積極的な消費者対策を行ってきましたが、「県産材住宅の建築戸数」は、全国的な住宅着工戸数の減少の影響により約12%の減となりました。

H20以降の取組

低コストな素材生産システムの普及を一層進めるため、30ha程度の小規模団地での実践的な取組を、県内10箇所程度で実施します。

県産材住宅の建築を拡大するため、住宅ローン金利を優遇する「ぎふの木で家づくり優遇金利支援事業」を実施します。

人づくり及び仕組みづくりの推進

主要指標

指標名	年度	計画時点(H17)	H19	計画終期(H23)
高性能林業機械による伐採専門チーム数	実績(チーム)	18	22	35(目標)
森林づくり組織の設置市町村数	実績(市町村)	2	12	34(目標)

総合的な評価

森林技術者数は下げ止まりつつあり、高度な技術を身に付けた森林技術者も順調に育成されています。しかし、急速な木材需要の拡大に対応するため、さらなる技術者の育成・確保が必要です。

「市町村森林管理委員会(仮称)」は、高山市、揖斐川町、関ヶ原町、池田町で新たに設立され、合計12市町村に広がりました。

中には、地域の森林管理の、具体的な提言等に至らない委員会もあるようです。

H20以降の取組

引き続き伐採専門チームの育成を進めるとともに、建設業との協働(コラボレーション)による低コスト林業の仕組みづくりを進めます。

市町村森林管理委員会(仮称)が設置され、地域の森林づくりの主体となるよう支援します。

- 2 健全で豊かな森林づくりの推進

「健全で豊かな森林づくり」は、県民の生命及び財産並びに良好な環境が守られるように行う、一つ目の方針です。ここでは、県の取組を3つの「基本的施策」ごとに分かりやすく解説します。

(1) 災害に強い森林づくりの推進 施策の方向性

県民の生命・財産を守るためには、森林の多面的機能のうち、特に土砂災害、洪水等の「災害の防止機能」を、高度に発揮させる森林にしていく必要があります。

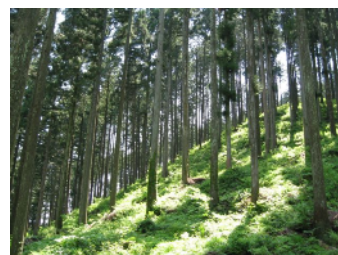
しかし、木材価格の低迷や労働賃金の上昇などにより、森林所有者の経営意欲が減退し、手入れがされず放置されている森林が増加することで、森林の持つ多面的機能が低下することが懸念されています。

そのため、豪雨などにより山地災害の発生する危険性の高い箇所では「治山事業」を、機能が低下している人工林については「間伐」を、さらには森林所有者自らによる「多様な森林づくり」が実施されるよう、施策を展開してまいります。

主な平成19年度施策の実施状況

間伐対策の推進

- ・ 流木災害監視地域など、特に森林の整備が必要な民有の人工林において、森林所有者や市町村が実施した13,072haの間伐実施に対し助成しました。
- ・ 機能が十分に発揮されていない保安林1,350haで、県が「治山事業」により間伐を実施しました。
- ・ 森林の現況調査、施業区域の明確化、歩道の整備など、民有林87,369haを対象に行った「間伐等の実施に必要不可欠な地域の取組」に対して助成しました。
- ・ 間伐など森林整備の促進のため、林道20,324m、作業道101,616mを、県が整備・助成するとともに、低コスト路網整備についての研修会を5回開催しました。



間伐とは？

過密状態となっている林内の一部を伐り、林内に光を入れることで、森林を健全な状態に保つ作業です。

間伐すると？

根が深く広く張り土壌が保全される
林内が明るくなり下草が育つ
それぞれの材木が大きくなる

結果 **災害に強い森林となる**

間伐前



間伐後



治山事業の推進

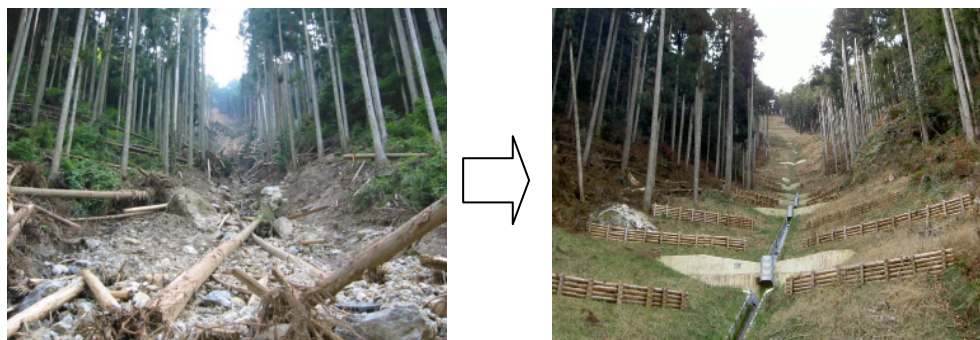
- ・ 県が指定した「山地災害危険地区」のうち、崩壊危険度が高くかつ生活への影響度が高い221箇所において「治山事業」を実施しました。
- ・ 山地防災情報マップ約40万部を、市町村と連携し県民に配布しました。
また、山地災害危険情報をインターネット上で公開し、県民の防災意識の高揚を図りました。

治山事業とは？

急峻な地形で降水量が多く、それが一時的に集中する日本では、洪水、山崩れ、土石流、地すべりなどの自然災害が起きやすく、これらの自然災害から県民の生命、財産を守るのが「治山事業」の大きな役割です。

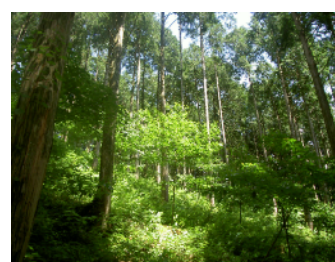
「治山事業」では、主に治山堰堤の整備による山脚の固定、森林の維持造成を通じた山地災害の防止を行っています。

関市富之保の治山事業施行地



多様な森林整備対策の推進

- ・ 森林所有者等が行った631haの天然林の育成施業、864haの複層林の整備、2,713haの長伐期施業、29haの針広混交林への誘導施業など、多様な森林整備に助成しました。



郡上市大和町の複層林

目標値の達成状況

項目	区分	基準年	H18年度	H19年度	5年度
		H17年度			H23年度
間伐実施面積	目標(ha/年)	-	14,800	15,200	14,800
	実績(ha/年)	12,971	15,836	14,559	-

項目	区分	基準年	H19年度	5年後
		H17年度		H23年度
山地災害危険地区	目標(箇所)	-	4,023	4,160
治山工事着手済地区数	実績(箇所)	3,953	3,986	-
山地災害危険地区数		6,541	6,535	6,535
山地災害危険地区	目標(%)	-	61.6	63.7
治山工事着手率	実績(%)	60.4	61.0	-
針広混交林・複層林整備面積	目標(ha)	-	15,040	18,400
	実績(ha)	13,380	15,144	-

新たな課題

- 災害に強い森林づくり施策の中心となる「間伐」は、全体的には概ね計画どおりに進捗しています。

しかし、全体の約85%が「伐り捨て間伐」であり、健全な森林づくりと木材生産を両立させる「利用間伐」への取組が不十分です。
- 森林所有者に森林への施業意欲が薄いため、放置される森林が多く存在しています。特に8齢級(36~40年生)以上の人工林では、本来は木材として利用されるための時期(伐期)を迎えている森林であることから、間伐実施に対する補助が原則無く、間伐が進んでいません。
- 「健全で豊かな森林づくり」を進めるための、具体的な森林の整備方針が分からない、という県民からの意見があります。
- 平成16年に飛騨地域等を襲った「台風23号災害」の復旧工事を優先していることから、「治山工事」の新規箇所の着手が遅れ、工事着手率の進捗は若干遅れています。



飛騨地域の台風23号災害

H20年度以降の対応

- 間伐材を搬出し利用する「利用間伐」を進めるために必要な、低コストで安全な林道・作業道などの基盤整備を進めます。
- 計画的な間伐等の森林整備を進めるため、森林所有者等が作成する「森林施業計画」の適正な運用のための研修会を開催します。
- 県民の森林づくりへの価値観の共有を図るため、学識経験者・森林関係者等の意見を参考に、「災害に強い森林づくり指針」の作成を進めます。
- 県民の安全・安心のため、危険度や生活影響度が高い山地災害危険地区から、優先的に治山施設の整備を進めます。

さらに、山地災害危険地区を認識していただき、県民の防災意識の高揚を図るため、地区座談会等を開催いたします。

(2) 森林の適正な保全

施策の方向性

県民の生活環境の保全や生物多様性の確保を図るためには、「保安林制度」、「林地開発許可制度」、「自然公園制度」など、法律に基づく各種制度を適切に運用し、森林の適正な保全に努める必要があります。

しかし、現実には、県内の森林において産業廃棄物の不法投棄、保安林内の違法な伐採・開発、野生生物や病害虫などによる森林被害が発生しています。

そのため、法律に基づく各種制度の普及・啓発を進めると共に、適切な制度の運用に努めてまいります。

主な平成19年度施策の実施状況

森林の適正な管理

- ・ 公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を「保安林」に指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図る「保安林制度」の適正な運用に努めました。
- ・ 森林を乱開発から守り、適正な利用を図ることを目的とした、「林地開発許可制度」の適正な運用に努めました。
- ・ 森林の違法伐採や違法開発を防止するため、職員による「森林パトロール」を実施しました。
- ・ 県の農林事務所単位で、「森林の不適正事案の早期発見・早期解消キャンペーン」を実施しました。
- ・ 保安林や治山施設の巡視・監視を29名の森林監視員に、自然公園や鳥獣保護区等の巡視を17名の自然保護員に委嘱しています。
- ・ 保安林の機能を高めるため、間伐等の森林整備を早急に必要な「特定保安林」の指定を進めるとともに、その解消に努めました。



森林パトロール風景

野生生物との共存

- ・ 「野生動物救護センター」を岐阜大学と共同で運営し、傷病鳥獣の治療・リハビリ等を実施しました。

森林被害対策の推進

- ・ マツを枯らす松くい虫被害の急激な拡大を防止するため、守るべき松林において、被害拡大を防止するための「伐倒駆除」や「薬剤の樹幹注入」などを実施しました。
- ・ ミズナラやコナラなどの木を枯らす、カシノナガキクイムシの被害拡大を防止するため、駆除事業や予防事業を実施しました。
- ・ 本巣市(旧根尾村)等で被害が多発している、スギやヒノキの皮を剥ぐ、「クマ剥ぎ被害」に効果がある「クマ剥ぎ予防テープ」捲きに対して助成しました。



クマの皮剥被害

目標値の達成状況

項目	基準年(H17)	H20.3 現在	備考
行政命令事案(注1)	5件	4件	2件解消、1件追加
行政指導事案(注2)	8件	7件	5件解消、4件追加

注1：森林法に基づく中止命令、復旧命令等 注2：文書による指導事案

項目	区分	基準年(H17)	H19年度	5年後(H23)
特定保安林面積	目標(ha)	-	9,700	18,000
	実績(ha)	2,122	9,852	-
指定希少野生生物 の保護区の数	目標(保護区)	-	-	7
	実績(保護区)	5	5	-
森林認証取得面積	目標(ha)	-	-	20,000
	実績(ha)	6,274	17,257	-

項目	H18 被害実損面積	H19 被害対策実績	H19 被害実損面積
松くい虫被害	1,180ha	481m3	57ha
かじりが 朽仏シ被害	84ha	116m3	48ha
クマ剥皮被害	115ha	67ha	371ha

新たな課題

- ・ 法律に基づく各種制度の徹底を図るためには、現場に近い市町村職員の協力が必要です。しかし、市町村の担当者の多くは森林の専門職では無いことが多いため、更なる知識の向上が求められています。
- ・ カシノナガキクイムシの被害やクマによる剥皮被害が多発していることから、更なる対策が求められています。

しかし、範囲が広大なため効果的な対策ができないのも事実です。

カシノナガキクイムシによる被害とは？

カシノナガキクイムシが、ナラ類の木に穴を空け持ち込んだカビの一種(ラファエレア菌)が、木の中に繁殖することで、木は根からの水分を吸い上げられなくなり枯れてしまいます。

ナラ類のなかでも、ミズナラとコナラは枯死被害を受けやすい樹種です。特に太い木や地際の太い部分を好みます。

被害を放置すると、枯死した木から翌年、多数のカシノナガキクイムシが脱出して、周りの木に被害が拡大します。

さらに被害が進むと、環境の悪化、ナラ類資源の減少、林地崩壊の危険、生態系への影響が考えられます。



スギノアカネトラカミキリ（エダムシ）による被害

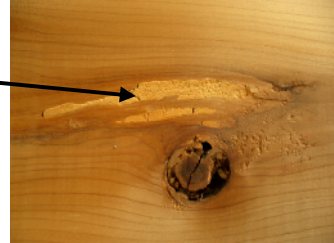
スギノアカネトラカミキリは、スギやヒノキの衰弱した枝（枯れ枝）に産卵し、ふ化した幼虫は材の内部を食害します。食害された部分の周辺は不定形、黒褐色に変色します。

食害された材は、通常の1/2や1/3の価格で取引されることが多く、森林所有者に大きな衝撃を与えます。

産卵は、その年枯れる枝に最も多くみられ、枯れてから3年以上たった古い枯れ枝には、産卵しません。

スギノアカネトラカミキリはあまり遠くへ移動しないので、以前は被害が見られる地域は限られていましたが、戦後の拡大造林によって、被害地域が拡大しています。

外見からは被害を受けたことが分からないので、駆除することは難しく、早い時期に枝打ちを行うことが唯一の対策です。



H20 年度以降の対応

- ・ 市町村の森林・林業の担当職員に対して、必要な知識の習得を目的とした業務研修会を、年1回以上開催します。
- ・ カシノナガキクイムシ対策を重点実施するとともに、クマの剥皮被害対策に対し県独自の補助制度を創設いたします。

(3) 森林空間の利用の促進
施策の方向性

里山その他の森林空間（森林と周辺の自然環境等が一体となって作り出される空間）が、県民の森林環境教育や保健休養、又は都市と農山村との交流の用に供されることは大切です。

しかし、県民が身近に森林に触れる機会の減少や、都市近郊の里山の多くが放置され、その所有者も不明な場合が多いなど、森林空間の利用や整備が進みにくい状況となっています。

そのため、既存の森林総合利用施設等の再整備や、里山などの森林空間の利用の促進により、里山文化が継承されるよう施策を展開してまいります。

主な平成 1 9 年度施策の実施状況

森林空間の利用の促進

- 森林総合利用施設として県下 32 箇所に整備した生活環境保全林のうち、壊れたり老朽化した月見の森（海津市）、飛騨古川朝霧の森（飛騨市）の遊歩道等を補修しました。
さらに、施設の利用促進を図るため、パンフレット 9,600 部を増刷し市町村に配布するとともに、ホームページにより利用を呼びかけました。
- 白山登山道、東海自然歩道及び中部北陸自然歩道等の東屋、標識等を整備しました。



生活環境保全林（飛騨古川朝霧の森）



東海自然歩道の整備

里山の保全・利用の促進

- 里山の利活用をとおして山村の活性化や都市と山村との交流を促進するため、先進事例の調査・研修を郡上市と揖斐川町で 2 回開催し、里山林管理の新たな方策の検討を行いました。
- 管理の行き届かない里山林において、団塊の世代の都市住民と N P O が一緒に、枝打ち・間伐・下刈りなどの森林整備を行う、「林業体験事業」を計 5 回実施したところ、延べ 65 名の参加がありました。



目標値の達成状況

項目	区分	基準年（H17）	H19年度	5年後（H23）
生活環境保全林の利用者数	目標(千人/年)	-	1,260	1,500
	実績(千人/年)	1,149	1,077	-
森林づくり活動団体数（NPO数）	目標（団体）	-	55	70
	実績（団体）	49	58	-
森林づくり活動指導者数（里山インストラクター）	目標（人）	-	89	110
	実績（人）	84	84	-

新たな課題

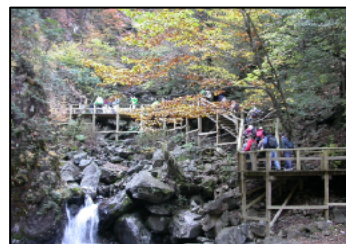
- ・ 古くは昭和51年に開園するなど、生活環境保全林の多くが施設整備後かなりの年数を経過し老朽化しており、利用者数が低迷しています。
- ・ 県民に対して里山の利用を促す「森林づくり活動指導者（里山インストラクター等）」が不足していますが、新規の認定も進んでいない状況です。
- ・ 里山の保全・整備・利用を進めるためには、地域において、森林所有者・地域住民・NPOなどが連携する、総合的な仕組みづくりが必要です。

H20年度以降の対応

- ・ 生活環境保全林のリフレッシュ化工事（看板の設置、歩道・トイレの整備）を行うとともに、ホームページの充実を図るなど、情報発信力を高めることにより県民の利用を促進します。
- ・ 里山の利活用技術に優れた人材の掘り起こしを重点的に実施し、「森林づくり活動指導者」の新規登録を進めます。
- ・ 里山保全のモデル地区の選定と利用計画の策定などを行うため、市町村に「地域協議会」を、県においては有識者等からなる「検討会」を設置し、モデル地区利用計画への助言、提案を行うほか、里山利用に関する総合的な方策の検討を行います。

生活環境保全林とは？

治山事業の一環として、荒廃した森林や活力の低下した森林を改良し、花木や実のなる木を植えたり、歩道や利用施設などを整備し、県民の保健休養や自然観察の場として利用していただくための森林です。



生活環境保全林（乙女溪谷の森）

- 3 林業及び木材産業の振興

「林業及び木材産業の振興」は、森林資源の循環利用を通じて活力ある地域社会が実現されるよう、林業及び木材産業を振興するために行う、二つ目の方針です。

ここでは、県が実施してきたことを、3つの「基本的施策」ごとに分かりやすく解説します。

(1) 効率的な森林施業の実施 施策の方向性

森林の管理・整備を持続的に行うためには、木材生産の収益で、造林・保育などの施業を、将来にわたって行える仕組みが必要です。

しかし、民有林の約76%が個人所有であり、そのうち約86%が5ha未満の零細な所有であること、さらには、高性能林業機械による素材生産の効率化や、木材の搬出コストを下げるための路網整備が不十分であるなど、木材の生産コストが欧米に比べて著しく高く、木材生産が進まないのが現状です。

そのため、木材生産等の施業が効率的に実施されるよう、「効率的な森林施業技術・伐採搬出技術を確立」とともに、「高性能林業機械の導入」や、「林内路網の整備及び団地化の促進」などの施策を展開し低コスト林業を目指します。

主な平成19年度施策の実施状況

高性能林業機械の導入促進

- ・ 木材生産の低コスト化のため、8林業事業者が導入した高性能林業機械など14台に対して助成しました。
- ・ 県では、県内の林業事業者を対象に、即戦力として現場に対応できる高性能林業機械オペレーターを養成するための研修会を開催しました。



林内路網の整備促進

- ・ 効率的で効果的な森林施業や木材の伐採・搬出を行えるように、林道と作業道（作業路）を適切に組み合わせた路網を、約117,612m整備しました。
- ・ 木材生産システムに応じた簡易で耐久性のある低コスト路網整備を進めるため、「木材生産用作業路開設の手引き」及び「低コスト路網整備事例集」を作成するとともに、林業事業者・建設業者を対象とした、「作業道・作業路開発技術研修会」を2回開催しました。



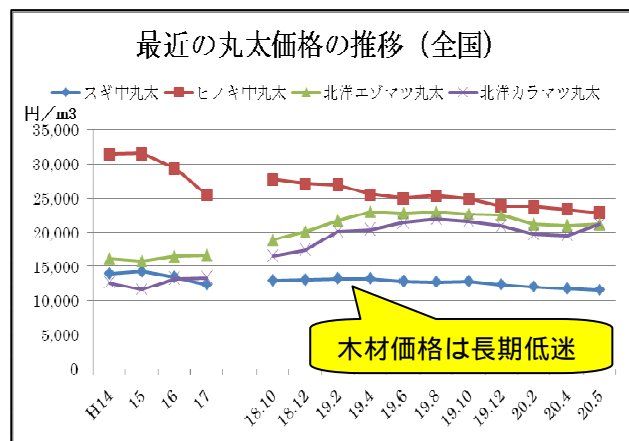
団地化の推進

- ・ 効率的な間伐推進のため、大垣市、瑞浪市、山県市において、現況調査や、地域の実情に応じた路網の整備計画の作成、座談会等を実施し、関係森林所有者の合意形成を進めました。



低コスト林業への取組が必要な理由
従来の施業方法による素材生産費
(15,700 円 / m³) では、次世代の
植栽・保育の経費を捻出することは
おろか、赤字となってしまうおそれ
があります。

そのため、林道・作業道(路)等
の基盤整備、高性能林業機械の導入
・活用、施業の団地化・集約化に取
組み、現在の木材価格に対応できる
施業方法の確立が急務です。



目標値の達成状況

項目	区分	基準年 (H17)	H19 年度	5 年後 (H23)
高性能林業機械 導入台数	目標 (台数)	-	80	95
	実績 (台数)	72	87	-
路網密度	目標 (m / ha)	-	19.7	20.2
	実績 (m / ha)	19.5	19.9	-
林内路網の人工林 200m 以内カバー率	目標 (%)	-	44	46
	実績 (%)	42	44	-
素材生産費	目標 (円 / m ³)	-	-	11,500
	実績 (円 / m ³)	15,700	(推計中)	-

新たな課題

- 高性能林業機械は、目標数を上回るペースで導入が進んでいますが、その機械を操作するオペレーターは不足しています。
- より効率的に木材を伐採・搬出するためには、林道と作業道(作業路)を適切に組み合わせた高密度の林内路網が必要ですが、まだまだ不十分な状況です。
- 木材生産等の森林整備を効率的に行うためには、施業地の団地化が必要不可欠ですが、森林所有者への働きかけを行う人材が不足しています。

H20 年度以降の対応

- 引き続き、高性能林業機械オペレーターの養成研修を実施し、即戦力として現場に対応できる新規オペレーターを毎年 10 名程度養成します。
- 低コストで安全な路網整備を、市町村森林管理委員会(仮称)の意見を反映しながら進めていきます。
- 森林所有者に対して、コスト分析を踏まえた施業の提案ができる「施業プランナー」を、平成 20 年度より 3 年間で 60 人程度養成していきます。

(2) 県産材の利用の拡大
施策の方向性

木材生産の収益で、造林・保育などの施業を将来にわたって継続できる仕組みを構築するためには、県産材の需要拡大を図り、木材の安定的な売り先を確保するなど、安心して生産できる仕組みづくりが必要です。

しかし、県内には大きな製材加工工場が無く、木材を最も多く使用する住宅建築では、大手ハウスメーカーが採用する外国製品（外材）が多く使われているなど、県産材の利用拡大が進んでいないのが現状です。

そのため、県産材の販路拡大を進めると共に、県産材を使用した住宅の建築促進、公共施設等・公共工事等での県産材の利用を推進するなど、様々な用途で県産材の利用拡大を進めてまいります。

主な平成19年度施策の実施状況

素材の安定供給体制の構築

- ・ 森林施業の団地化、集約化、工場への直送、加工体制のネットワーク化等を行う、「新生産システム」の構築に取り組んだ結果、高山市（H18）、各務原市（H19）で、新たに44,000m³の木材を製材加工できる施設が整備されました。

県産材の販路拡大

- ・ 国内最大手合板メーカーのセイホク（株）が県内に進出し、県内の林業関係団体と協調して、中津川市内に合板工場を立地するための協定が、平成20年1月29日に締結されました。



これにより、これまで林内に放置されてきた、合板用のB材（曲り材、短尺材）10万m³の新たな需要が生まれます。

県産材を使用した住宅の建設促進

- ・ 「岐阜県証明材推進制度」により証明された「ぎふ証明材」を、主要構造材（土台・柱等）に80%以上、かつ横架材（梁・桁等）に6m³以上使用した住宅を建設する建築主に対して20万円を助成する「ぎふの木で家づくり支援事業」を実施しました。



- ・ 県民からの木造住宅に関する各種相談などに対応できる「木造住宅アドバイザー」を、新たに約50名養成・認定するとともに、平成18年度に認定したアドバイザーのスキルアップを実施しました。

公共施設・土木工事での県産材の利用の拡大

- ・ 県産材の良さを広く普及するため、中津川市・高山市などの4つの公共施設（教育・福祉施設等）の木造化、郡上市・下呂市など7つの公共施設の木質化、小中学校への木製机・椅子、1,361セットの導入に対して助成しました。

目標値の達成状況

項目	区分	基準年（H17）	H19年度	5年後（H23）
素材（丸太）生産量	目標（万m ³ /年）	-	33	40
	実績（万m ³ /年）	31	31	-
製材工場の生産性	目標（m ³ /人年）	-	254	330
	実績（m ³ /人年）	202	217	-
大手ハウスメーカー等への供給量	目標（m ³ /年）	-	16,400	42,000
	実績（m ³ /年）	10,000	21,614	-
県産材住宅の建築戸数	目標（戸/年）	-	1,560	1,800
	実績（戸/年）	1,500	1,332	-
県営工事における県産材利用量	目標（m ³ /年）	-	3,000	4,000
	実績（m ³ /年）	2,800	2,630	-

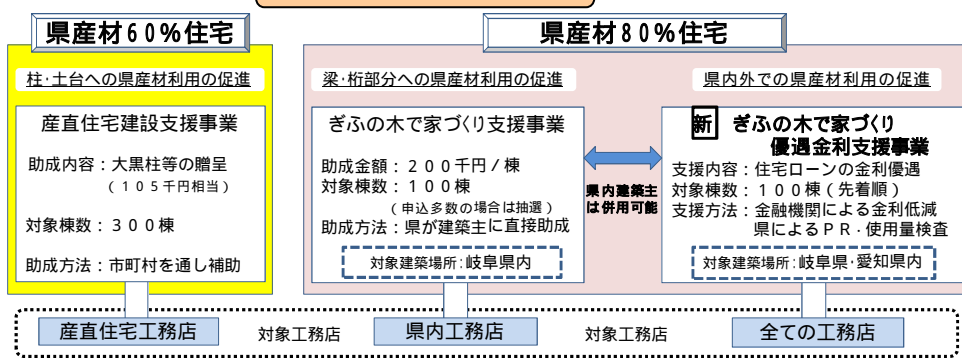
新たな課題

- 新たに 10 万 m³ の B 材の需要が見込まれることから、林内に放置されている間伐材などの未利用材を、いかに搬出し利用するかが課題です。
- 県産材の流通経路が複雑なため、流通・加工コストが高く製品の価格上昇の要因となっています。
さらに、乾燥や割れなど消費者の要求に対応する体制が整備されていません。
- 市場の大きな愛知県などへの県産材住宅の販売促進の取り組みも必要です。

H20 年度以降の対応

- 平成 22 年度上期の稼働に向け、中津川市内に建築される合板工場の整備を円滑に進めます。さらに、合板用原木が製材工場に安定的に供給される仕組みを、県・市町村・関係事業者が一体となって構築します。
- 木材の需要者と供給者を直結する「直送システム」を拡大することで、素材の生産から流通・加工までの流通の簡素化を図ります。
さらに、商談会等を通じた消費者ニーズの把握に努めるとともに、乾燥技術の向上により消費者から信頼される製品づくりを推進します。
- 愛知県をはじめとした県外での県産材住宅の建築促進を図るため、住宅ローン金利の優遇を行います。

県産材住宅建設促進対策



(3) 森林資源の有効利用の促進
 施策の方向性

森林からの収益を増やすためには、木質資源の新たな用途の開発や、森林資源の有効利用を進めるなど、木材以外からも収益が上げる仕組みづくりが必要です。

しかし現実には、樹皮や製材木屑の処理コスト高により、製材コストが圧迫されていたり、木材の大量消費につながるような新たな用途開発などありません。

特用林産物として期待されていた食用キノコも、近年、安い輸入品や大規模工場生産された他産地との競合により生産量が減少しているのが現状です。

そのため、木質バイオマスの利活用や、木材の大量消費につながる新たな用途開発、さらにはキノコなどの特用林産物の振興を図るなど、森林資源を有効に活用できる仕組みづくりを進めてまいります。

主な平成19年度施策の実施状況

新製品・新用途の開発促進

- 木質バイオマスの普及・宣伝のため、岐阜県産業会館において「木質ペレットセミナー」を開催したところ、約200名の方々の参加がありました。



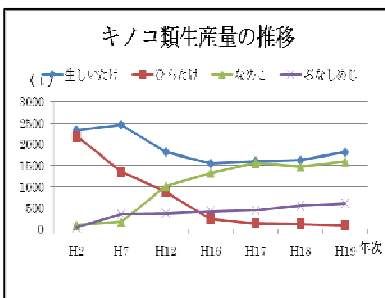
セミナー開催風景

- 県産材を活用した幼児向けの玩具等を開発するためのアイデア募集コンテストを実施したところ、197件の応募があり、そのうち優秀なアイデア15件を表彰しました。



特用林産の振興

- 生産者団体が実施した、デパート・スーパーでの対面試食販売や、食物栄養を学ぶ学生を対象にキノコ料理教室の実施などの普及宣伝活動に対し助成しました。



対面試食販売



きのこ料理教室

目標値の達成状況

項目	区分	基準年（H17）	H19年度	5年後（H23）
木質バイオマス 活用施設数	目標（施設数）	-	3	5
	実績（施設数）	2	4	-
キノコ生産量	目標（t/年）	-	4,280	4,600
	実績（t/年）	4,185	4,369	-

新たな課題

- ・ 木質バイオマス活用施設を増やすためには、燃料となる樹皮や端材などの木質資源を、製材工場などと連携して地域単位で有効利用する仕組みが必要ですが、現状では体制が未整備です。
- ・ 新たな用途の開発のためには、観光産業や陶磁器産業などの他産業との連携が必要との県民の意見があります。
- ・ 人口減少が予想される中で、キノコなどの消費量を拡大するためには、ターゲットを絞った需要の掘り起こしが必要です。



木質バイオマス発電所(川辺町)

H20年度以降の対応

- ・ 用途が限定されるD材（先端材・枝等）を利用したペレットストーブやボイラーの導入に関する実証・調査を行うとともに、関係者による検討会を設置し、ビジネスの仕組みづくりの検討を行います。
- ・ 木を木材として利用するばかりでなく、他産業と連携しながら新たな用途の開発等を検討していきます。
- ・ 学校給食への利用促進や、美味しく簡単なメニューの紹介など、キノコの消費が少ないと思われる若い世代に対する宣伝を行い、キノコ類のさらなる需要拡大を進めます。

- 4 人づくり及び仕組みづくりの推進

「人づくり及び仕組みづくりの推進」は、森林づくりが社会全体で支えられるよう、人づくり及び仕組みづくりを推進するために行う、三つ目の方針です。

ここでは、県が実施してきたことを6つの「基本的施策」ごとに分かりやすく解説します。

(1) 森林環境教育の推進

施策の方向性

健全で豊かな森林を次世代に引き継ぐためには、県民が森林・林業に関する正しい知識を持ち、森林づくりについての理解と関心を深めることが必要です。

しかし、森林が県民から遠い存在となり、身近に森林に接する機会が減少していることから、森林・林業の現状を知らず、間伐など森林を整備するために必要な伐採であっても、森林破壊であるとの、間違った認識をされている場合があります。

そのため、森林・林業の大切さ・木の良さを県民が理解できるよう、あらゆる機会を通じて森林環境教育を推進することが必要です。さらに、次代を担う青少年に森林を大切に作る心が培われるよう、森の文化・木の文化及び森林づくりに関する体験学習等の森林環境教育を充実させ、それを支える人材の養成を進めるための施策を展開します。

主な平成19年度施策の実施状況

県民に対する森林環境教育の推進

- ・ 美濃市にある岐阜県立森林文化アカデミーにおいて、森林観察、里山の利活用、木工体験、木の家づくりなど、森林環境教育に関する生涯学習講座26講座を開催しました。



青少年に対する森林環境教育の推進

- ・ 体験学習の場となる小中学校の学校林（中津川市：2校、下呂市：22校、関市：5校）において、間伐などの森林整備や、遊歩道・階段、トイレ・東屋などの設置を行いました。
- ・ 学校の授業「総合的な学習の時間」などで、森林の大切さを学ぶ「緑の子ども会議」を、計48校の小・中学校、高等学校で実施しました。
- ・ サルスベリ、エゴノキ、オオシマザクラなどの苗木28,288本を、小中学校などへ無償で配布しました。



- ・ みどりの少年団活動の活発化を図るため、「岐阜県みどりの少年団交流集会」(参加者 90 名)を開催するとともに、「東海地区みどりの少年団サマージャンボリー」(岐阜県参加者 25 名)に参加しました。



森林環境教育の進め方

地域や学校が一体となった指導体制の確立 環境を大切にする価値観、行動規範の共有

反復学習

<段階的な学習>

触れる・感じる
知る
理解する
行動する

発展段階に応じたプログラムの実践

幼児：木や森林とふれあい、木や森林を好きになり、大切に思う心を育てる。

小学生(低学年)：森林体験等から自分と環境との関係について考え環境教育の大切さを感じる心を育てる。

小学生(中学年)：環境についての知識を深め、森林や自然環境と社会との関わりを理解する力を育成する。

小学生(高学年)：森林体験等や知識から行動できる力を育成する。

中学生：環境について、具体的に認識すると共に、因果関係や相互関係を把握し、問題を解決する力を育成する。

高校生：環境問題を総合的に捉え、主体的に行動する能力や態度を育成する。

関係者の連携

森林と教育の関係者がそれぞれの有する特性を最大限に活かすために連携を図るとともに、それぞれの役割を明確にする。

目標値の達成状況

項目	区分	基準年(H17)	H19年度	5年後(H23)
生涯学習講座受講者数 (累計)	目標(人)	-	-	6,600
	実績(人)	3,106	4,191	-
学校林を有する学校数	目標(校)	-	-	85
	実績(校)	60	64	-
緑の子ども会議の実施 校数	目標(校)	-	-	75
	実績(校)	50	68	-
みどりの少年団の団数	目標(団)	-	-	80
	実績(団)	73	70	-

新たな課題

- ・ 森林環境教育は、すぐには成果は表れないため、継続的な取り組みが必要です。
- ・ 小中学校における「総合的な学習の時間」が減少する中で、森林環境教育の時間を確保することが必要です。
- ・ 幼児期から木に親しみを持てるような、森林環境教育の基盤づくりが必要です。

H20 年度以降の対応

- ・ 岐阜県立森林文化アカデミーが開催する「生涯学習講座」等を、県民ニーズを反映させた内容に随時見直します。
- ・ 幼児や小学生を対象に、木や森林とのふれあいを通して、人や自然に対する「思いやり」と、「やさしさ」を考えられるような豊かな心を育む「木育」教室を、木育推進員を設置し、実施していきます。

(2) 技術者及び担い手の育成・確保
 施策の方向性

林業・木材産業の振興のためには、零細な森林所有者の森林経営意欲を高めるとともに、現場に対応できる技術者の養成及び確保、さらには森林組合や林業会社の育成が必要です。

しかし、市場経済の国際化の中で、木材価格は国際水準まで低下するとともに労務者の賃金上昇により森林経営コストが増大し、森林所有者の森林経営意欲が減退しています。さらに、森林技術者数は年々減少傾向にあり、特に50歳以上の熟練森林技術者が近年大きく減少しています。加えて、林業・木材産業の核となるべき森林組合は経営能力が弱く、林業会社は零細な小規模事業体のままという現状です。

そのため、森林所有者の意識改革を進めると共に、現場の状況に対応できる森林技術者の育成・確保、さらには森林組合・林業事業体の経営基盤の強化などの施策を展開します。

主な平成19年度施策の実施状況

森林所有者の意識改革

- 森林所有者自身による森林整備や、森林組合等への施業委託を進めるため、林業普及指導員が、間伐の実施や間伐材の搬出などの研修会を、市町村・森林組合等と連携し県下各地で開催しました。



高性能林業機械オペレータ養成研修風景

森林技術者の育成・確保

- 高度な技術を身に付けた伐出技術者の養成や、新規就業者の即戦力化、育林技術者の伐採技術者への転換を進めるための、各種研修会を実施しました。
- 岐阜県立森林文化アカデミーにおいて、基礎研修から高度な技術まで、時代の要請を反映した知識を習得する短期間の技術研修を12講座開催しました。

主な研修実績	対象者	参加
森林管理：ITを活用した作業路管理研修（作図・評価）	森林組合・林業事業者	40名
木造建築：木造建築研修、木造耐震セミナー、住まいの性能設計	建築関係者等	65名
環境教育：森林環境教育実践研修、インターンシップ研修	小中学校教員等	45名



ITを活用した作業路管理研修



木造耐震セミナー



森林環境教育実践研修

目標値の達成状況

森林技術者の育成・確保				
項目	区分	基準年（H17）	H19年度	5年後（H23）
森林技術者数	目標（人）	-	-	1,350
	実績（人）	1,143	1,145	-
高性能林業機械による 伐採専門チーム数	目標（チーム）	-	-	35
	実績（チーム）	18	22	-

森林技術者数の推移

年度	人数
S55	5,187
59	4,800
H2	2,500
7	2,000
8	2,000
9	2,000
10	1,800
11	1,700
12	1,600
13	1,500
14	1,450
15	1,400
16	1,350
17	1,143
18	1,137
19	1,145

森林組合の育成強化				
項目	区分	基準年（H17）	H19年度	5年後（H23）
森林組合数	目標（組合）	-	-	17
	実績（組合）	23	20	-

新たな課題

- ・ 森林組合や林業事業体に、森林所有者の経営意欲を喚起できるような「施業プラン」を提案できる人材が少ないことが課題です。
- ・ 減少を続けていた森林技術者数はようやく底を打ちつつありますが、まだまだ必要数には不足しています。
特に木材生産を担う人材の確保が急務となっています。

H20年度以降の対応

- ・ 森林所有者に対して、施業の集約化とコスト分析を踏まえた施業の提案ができる「施業プランナー」を、平成20年度より3年間で60人程度養成します。
- ・ 森林・林業に触れる機会が少ない青少年を対象に、林業への興味を喚起するための林業体験活動を実施し、林業への新規就業を促進する「青少年山しごと体験事業」を実施します。
- ・ 林業労働力の確保のため、地域単位で建設業の技術と余剰人員を、作業道等の開設に活用する仕組み（コラボレーション）づくりを進めます。

- (3) 県民との協働による森林づくりの推進
- (4) ぎふ山の日及びぎふ山に親しむ月間
施策の方向性

県民との協働による森林づくりを進めるためには、県民の間に広く森林づくりについての理解を深めるとともに、県民が森林づくりに関わる活動に積極的に参加する意欲を高める必要があります。

しかし、県民が日常生活の中で森林と関わる事が減少し、森林づくり活動に参加する機会もほとんど無く、学校教育の中でも森林について学習する機会が少ないことから、森林の働きが県民に正しく理解されないのが現状です。

そのため、各種イベントを通じた普及啓発活動に取り組むと共に、森林環境教育などによる森林への理解を広げるための取り組み、更には、上下流連携など県民・NPO・企業等との協働による森林づくり施策を展開します。

主な平成19年度施策の実施状況

木の国・山の国県民運動の推進・ぎふの日及びぎふの山に親しむ月間の普及

- ・ 4月28日、「第37回岐阜県みどりの祭り」を、中津川市馬籠において開催しました。約3,000人が参加しました。
- ・ 5月20日、全国植樹祭1周年記念行事である「生きた森林づくり大会」を、下呂市萩原町において開催しました。約3,000人が参加しました。
- ・ 8月8日、「ぎふ山の日フェスタ」を、美濃市の岐阜県立森林文化アカデミーにおいて開催しました。約1,500人が参加しました。
- ・ 10月25～26日、「森と木とのふれあいフェア」を、県庁前広場において開催しました。約50,000人が参加しました。



ボランティア・NPO・企業等との協働による森林づくり

- ・ 企業との生きた森林づくり協定を4つの企業等と締結しました。

トヨタ紡織(株) 「トヨタ紡織グループ『環境の森』加子母」

協定日：平成20年1月15日 場所：中津川市加子母 中津川市有林(面積7.05ha)

ブラザー工業(株) 「ブラザーの森 郡上」

協定日：平成20年2月6日 場所：郡上市白鳥町/美並町/八幡町 郡上市有林(面積24.00ha)

(財)田口福寿会 「大垣市多良峡森林公園」

協定日：平成20年2月25日 場所：大垣市上石津町 大垣市有林(面積18.00ha)

日本たばこ産業(株) 「JTの森 中津川」

協定日：平成20年3月21日 場所：中津川市蛭川 中津川市有林(面積12.29ha)

- ・ 平成11年度の「9.15豪雨災害」での流木災害を契機に始まった、富山県との上下流連携の取り組みとして、富山県の漁業関係者やNPO等が、高山市及び飛騨市において、森林整備活動を4回実施しました。

目標値の達成状況

項目	区分	基準年（H17）	H19年度	5年後（H23）
企業との協働による 森林づくり地区数	目標（箇所）	-	-	15
	実績（箇所）	4	10	-
グリーンドクター認定 者数	目標（人）	-	-	200
	実績（人）	142	151	-
森林づくり活動団体数	目標（団体）	-	-	70
	実績（団体）	49	58	-
森林づくり活動指導者 数（里山インストラクター）	目標（人）	-	-	110
	実績（人）	84	84	-

新たな課題

- ・ 企業のCSR（社会的責任）活動への参加意欲が高まり、森林づくりに参加しようとする企業が増えています。しかし、その対象となる森林はあっても、協力していただける、地元の受け入れ体制がすぐには整わないことが課題となっています。
- ・ 都市部からの支援を受けるための、新たな仕組みづくりが必要という県民の意見があります。

【企業との協働による森林づくり】

< 県内企業 650 社に対する森林に関するアンケートの結果（H18.8 実施） >

今後森林づくりに取り組みたいと考える企業数	20 社
森林づくり活動の具体的な内容や事例を知りたいと考える企業	19 社

「企業の森」説明会

7月24日 名古屋会場 参加企業数 35社

8月21日 岐阜会場 参加企業数 21社

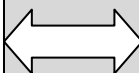
ホームページの開設

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11511/kigyoumori/index.htm>



企業側の活用及び効果

「社会貢献活動」、「地域交流」、
「社員研修」、「社員や家族の
福利厚生・環境教育」



地元受入側の活用及び効果

「手入れ不足の森林整備」、「山村地域の
活性化」、「新たな雇用の創出」、「地域住
民の意識向上」

H20 年度以降の対応

- ・ 県が企業訪問・現地案内等を行うことで、積極的に森林・地元関係者とのきっかけづくりを促し、企業との協働による生きた森林づくりの参加企業数を増やします。
- ・ 行政・企業・都市住民等との、多様な上下流連携の仕組みづくりを検討します。

(5) 地域が主体となった森林づくりの支援
施策の方向性

健全で豊かな森林づくりを進めるうえで、所有界が不明な森林の増大、森林経営意欲の減退などによる放置林の増加など、解決が難しい問題が多発しています。これらの問題を解決するためには、地域が主体となってこれらの課題に取り組む必要があります。

しかし、市町村単位では、森林づくりの方針等について、提案その他の活動を行える組織が見当たらないのが現状です。

そのため、それぞれの地域で県民、森林所有者、事業者、NPO、ボランティア等が参加する「市町村森林管理委員会(仮称)」を組織していただき、この組織が中心となり地域での課題を解決し、地域が主体となった森林づくりが定着するよう支援します。

主な平成19年度施策の実施状況

地域が主体となった森林づくりの支援

・新たに4つの市町において市町村森林管理委員会(仮称)が設立されました。

高山市	「高山市森づくり委員会」	設立：平成19年4月1日
揖斐川町	「揖斐川町森林づくり推進会議」	設立：平成19年6月29日
関ヶ原町	「関ヶ原町森林づくり委員会」	設立：平成19年8月24日
池田町	「池田町森林づくり推進会議」	設立：平成20年3月11日



高山市の委員会の活動状況



揖斐川町の推進会議状況

(設置済市町村)

山県市・中津川市・本巣市・
下呂市・郡上市・恵那市・
白川村・高山市・揖斐川町・
関ヶ原町・池田町

その結果、市町村森林管理委員会(仮称)のある市町村の森林は705千haとなり、岐阜県の森林面積866千haの81%をカバーすることができました。

目標値の達成状況

項目	区分	基準年(H17)	H19年度	5年後(H23)
地域が主体となった森林づくり組織の設置市町村数	目標(市町村)	-	-	34
	実績(市町村)	2	12	-

新たな課題

- ・ 都市部及びその周辺の市町村では、森林・林業の依存度が低いことなどにより、市町村森林管理委員会(仮称)の設立に対する理解が進まないことがあります。
- ・ 現在、設置されている市町村森林管理委員会(仮称)においても、検討内容が地域課題の検討や行政への意見にとどまり、具体的な施策の提案等にまで至らないところがあります。

H20 年度以降の対応

- ・ 市町村森林管理委員会(仮称)が設置されていない市町村について、引き続き設置にむけた指導を林業普及指導員が実施します。
- ・ 現在、設置されている市町村森林管理委員会(仮称)においても、地域にあった森林づくりのビジョンや施策等を提言できる組織となるよう、その活動を支援します。
- ・ 特に、森林境界明確化の取り組みが切望されていることから、国と地方公共団体、林業事業体等との協働による森林境界明確化に関する研究会等の設立を、国に要望します。

(6) 技術の向上及び普及
 施策の方向性

「健全で豊かな森林づくり」や「林業及び木材産業の振興」を進めるうえでは、地域の課題や現場の声を反映した調査研究が行われ、それを現場で実行・普及できる人材を育成する必要があります。

しかし、調査研究は短期間に成果が出るものが少なく長期的な視野が必要なため、現場のニーズに合わなくなる恐れがあります。

そのため、地域の特性に応じた調査・研究や、その成果の普及・指導などに努めるとともに、大学その他の研究機関及び事業者との連携を進めます。

主な平成19年度施策の実施状況

技術の調査研究

県の森林研究所では、地域特性を重視した試験研究課題に、積極的に取り組んでいます。

(現在取り組んでいる主な研究課題)

- ・「天然力を活用した森林更新技術の開発」

(H19～H23)多様な森林造成に対応できる低コストで確実性の高い「更新技術」などの開発。

- ・「クマによる剥皮被害の防止手法の開発」

(H18～H20)クマの剥皮被害の発生状況の把握、既存の防除手法の有効性の証明、効果的な被害防止手法などの開発。

- ・「ナラ枯れにおける抵抗性機構の解明及び被害拡大防止手法の開発」

(H19～H21)ナラ枯れに抵抗を示す樹木のメカニズム解析、粘着剤による予防手法の確立などの研究。



粘着剤によるナラ枯れ予防手法

- ・「天然物由来の健康有用物質の探索と実用化」

(H18～H20)森林資源から健康に有用な物質を探し出し機能性食品等の原料としての開発など、森林資源の高度利用を進めるための研究。

目標値の達成状況

項目	区分	基準年(H17)	H19年度	5年後(H23)
新技術移転件数	目標(件)	-	-	50
	実績(件)	-	13	-

新たな課題

- ・ 森林管理に必要な調査研究課題は、長期的な視野が必要であり、短期的に成果がだせるものが少ない状況です。
- ・ 技術移転を進めた結果、森林研究所への技術研修の依頼が増加しました。

H20 年度以降の対応

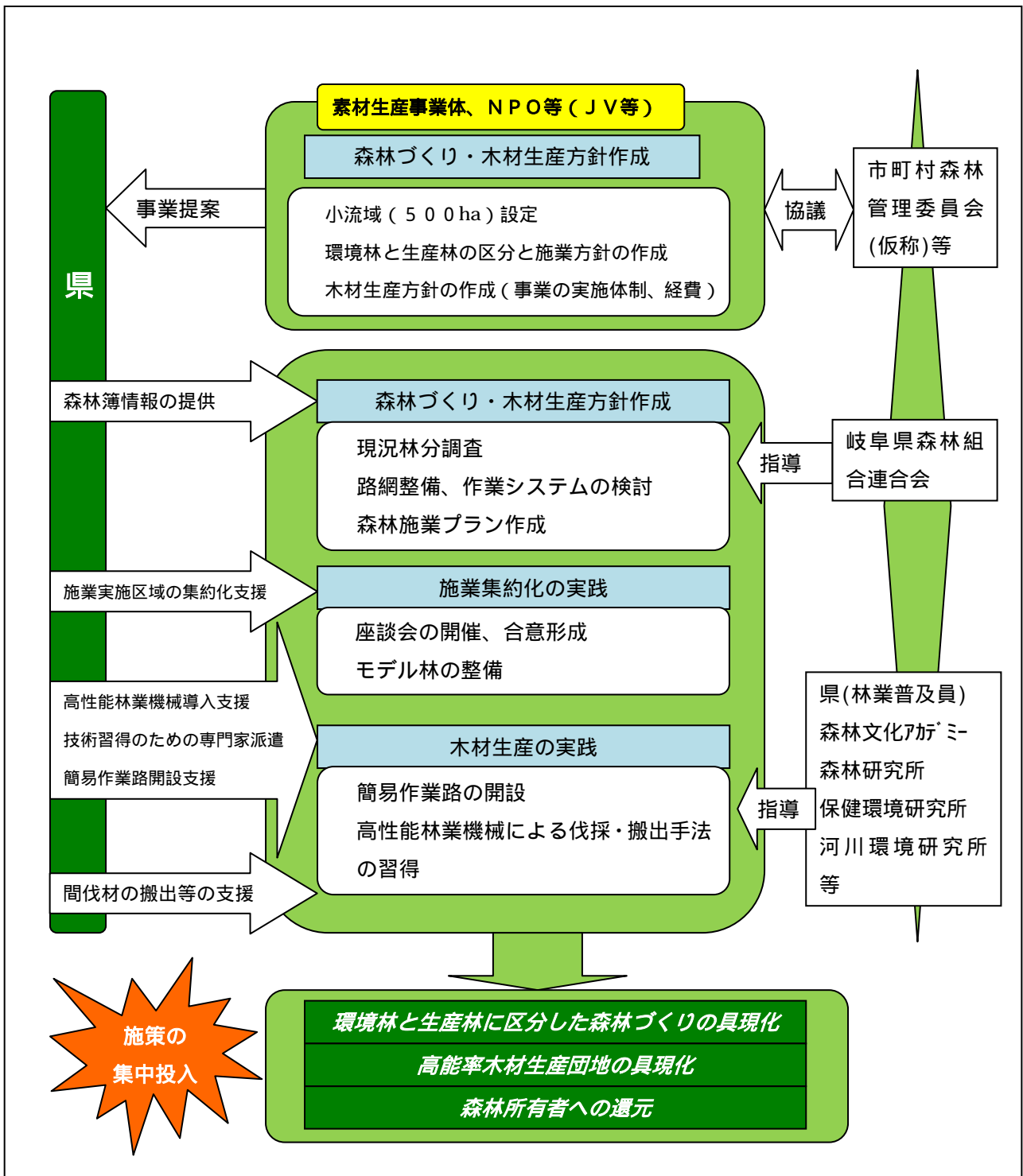
- ・ 森林研究所では、3～5年かけて調査・研究する課題が多く途中修正が難しいことから、試験研究課題の設定時には、現場ニーズの把握に努めます。
- ・ 森林研究所の研究者と林業普及指導員とは、連携や適切な役割分担のもと、技術研修の実施や技術の普及に努めます。

計画実現に向けた総合的な対策である「4つのプロジェクト」の進捗状況

- 1 「健全で豊かな森林づくりプロジェクト」

「健全で豊かな森林づくりプロジェクト」は、提案型による環境保全と効率的な木材生産の両立を目指すモデル団地を形成する取組です。

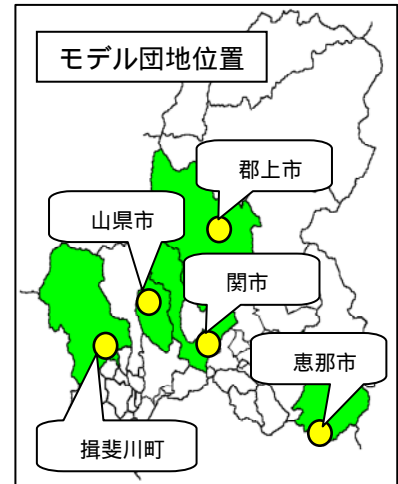
プロジェクトの概要



平成19年度の実施状況

5つのモデル団地でプロジェクトを開始しました。

樅森林づくりプロジェクト共同体 (岐阜中央森林組合、極東森林開発)
中濃森プロJV(中濃森林組合、カネキ野村木材店)
恵南森林組合
郡上森林組合
揖斐郡森林組合



事業実施者に対して、施業プランの立て方、道づくりの方法や作業システムを習得するための実地研修を行いました。

開催：6月27日～2月22日(延べ23日間)

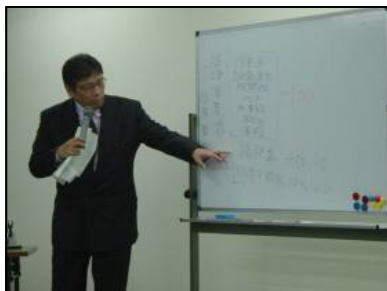
参加者数：667人(延べ)



・路網線形
踏査実習
・施業立案
実習等



・大橋慶三郎氏による作業路開設研修



・利益を出すためのコスト管理研修



・森ナビによる森林測量研修

モデル団地では、事業計画に基づき、環境に配慮した効率的な森林施業を実施しました。

合計：作業路開設(10,850m) 木材生産(5,526m³)

平成 19 年度の評価

事業地の集約化が可能なら、効率的な施業の実施に極めて高い効果があることが分かってきましたが、事業地の集約化には、事業実施者の高いコーディネート力や経営能力が求められます。

また、経済性と健全で豊かな森林を両立させるため、引き続き、環境保全にも十分配慮した作業道づくりや木材生産のための技術向上を図っていく必要があります。そのため、当初は500ha 規模という集約化面積にはこだわらず、集約化しやすい小規模な事業地から取り組むことも必要です。

H20 年度以降の対応

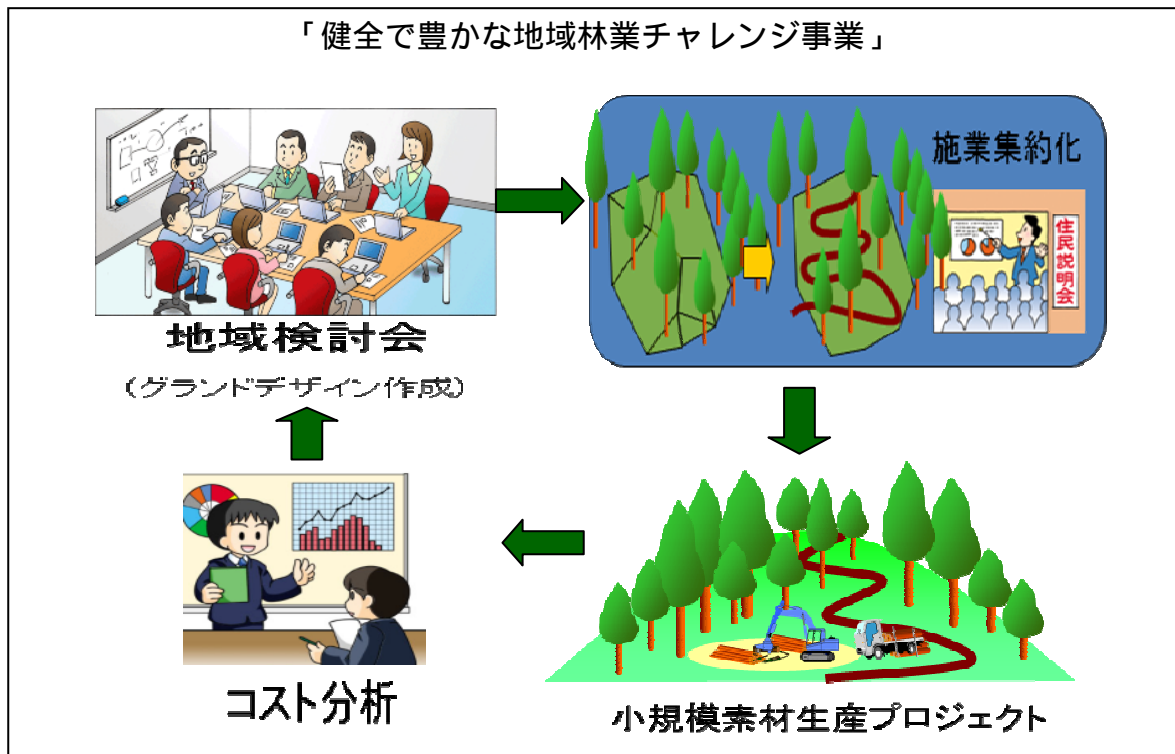
平成 20 年度は、新たに 3 つのモデル団地でプロジェクトに取り組みます。

白川町森林組合

可茂森林組合

飛騨高山・間伐材テク JV

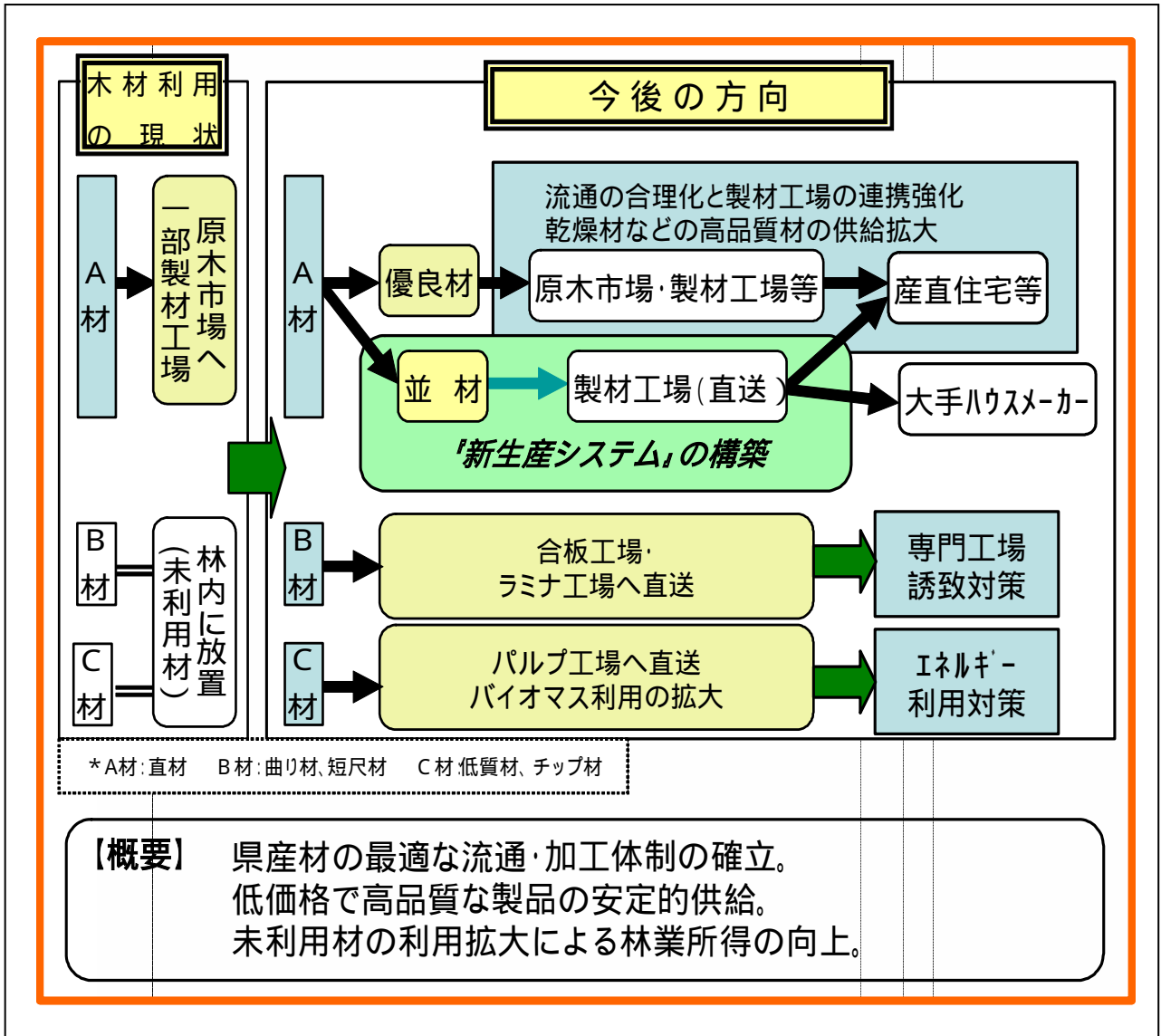
30ha 程度の集約化しやすい事業地（県下 10 箇所程度）において、低コスト木材生産に新たに取り組む事業体に対し、林業普及指導員が指導します。



- 2 「県産材流通改革プロジェクト」

「県産材流通改革プロジェクト」は、未利用木材資源の利用拡大と用途に応じた流通の合理化を目指す取組です。

プロジェクトの概要



平成19年度の実施状況

新生産システムの構築 ～ A材（直材）対策～

- ・ 高山市内の製材加工施設に、約 22,000m³ の原木が集荷されました。
- ・ 各務原市内に新たに約 20,000m³ 規模の製材加工施設が整備されました。



合板工場の立地決定 ～ B材（曲り材・短尺材）対策～

- ・ 国内最大手合板メーカーのセイホク(株)が、県内の林業関係団体と協調して、中津川市内に合板工場を立地する協定が1月29日に締結されました。
工場の稼働は、平成22年度上期の予定です。



平成19年度の評価

A材（直材）の加工体制が整うと共に、長年の課題であった間伐材などのB材（曲り材・短尺材）を年間約10万m³使用する受け皿（合板工場）が整備されることになりました。今後は、A材・B材を含めた木材集荷量の増加が喫緊の課題です。

H20年度以降の対応

生産から流通・加工までの簡素化を図るため、需要者と供給者とを直結する「直送システム」をさらに拡大します。

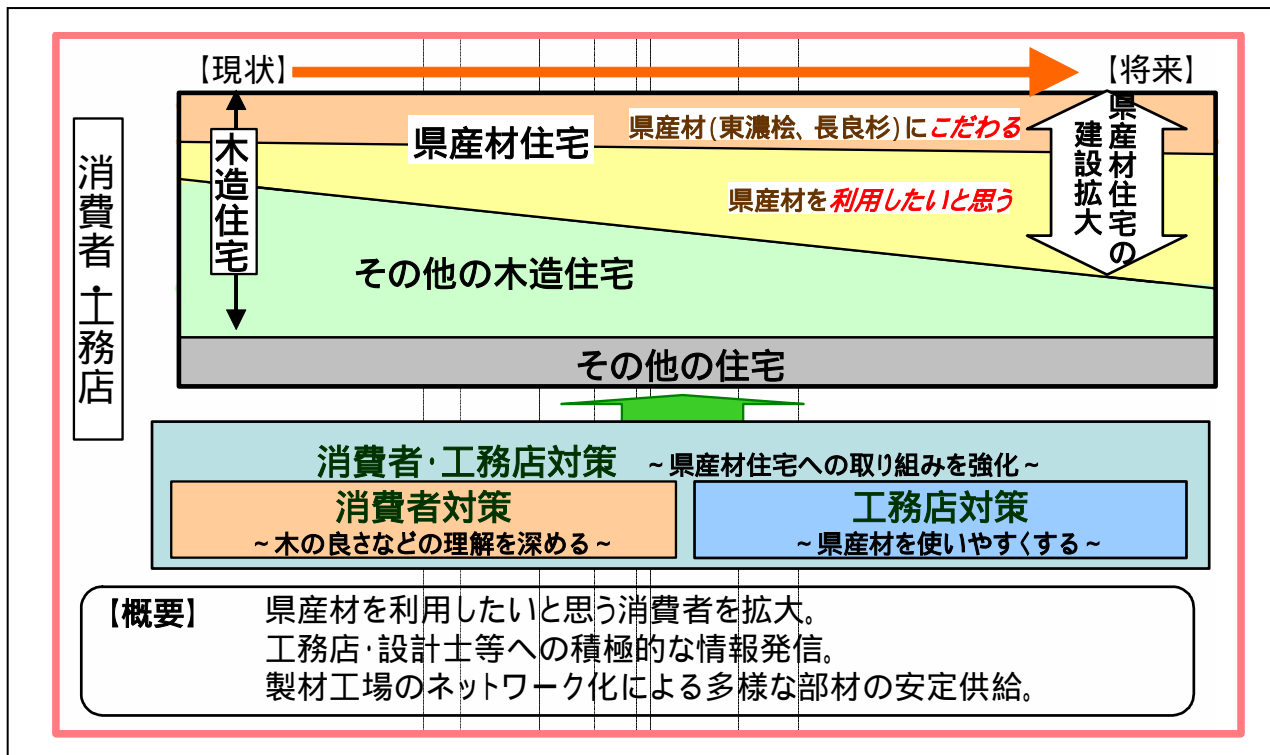
「伐り捨て間伐から利用間伐への転換」、「低コスト施業の促進」、「林業事業体の掘り起こし及び生産力の向上」を3本柱とする「岐阜県木材安定供給アクションプラン」を策定し、安定供給の仕組みづくりを進めます。



- 3 「ぎふの木で家づくりプロジェクト」

「ぎふの木で家づくりプロジェクト」は、県産材を利用したいと思う消費者と工務店等の拡大による県産材住宅の建設促進を進める取組です。

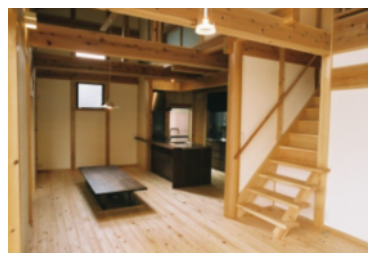
プロジェクトの概要



平成19年度の実施状況

県産材住宅建設促進の取り組み

- ・ 「岐阜県証明材推進制度」により証明された県産材を、主要構造材（土台・柱等）に80%以上、かつ横架材（梁・桁等）に6 m³以上使用した住宅を建設する建築主に対し20万円を助成する「ぎふの木で家づくり支援事業」を実施しました。
募集100棟に対し134棟の応募がありました。
- ・ 消費者に対して、モデルハウスを活用した家づくりセミナー（933名参加）や現地見学会（553名参加）を開催したところ大変好評でした。



- ・ 消費者に対して県産材を使った家づくりの提案ができる「岐阜県木造住宅アドバイザー」を、新たに47人養成・認定し、合計82名となりました。

県産材販路拡大の取り組み

- ・ 県産材の合法性と生産流通履歴を証明する「岐阜証明材推進制度」の事業者登録数は、414社（H20.3.31現在）となりました。
- ・ 県産材の良さを普及し需要拡大を図るため、市や社団法人が整備する教育・福祉施設等の木造化4施設、内装木質化7施設に対して助成しました。



平成 19 年度の評価

県産材住宅の建築促進対策により、輸入材が大半を占める梁・桁等横架材への県産材利用が拡大されつつあります。一方で、製品規格や性能表示についての設計士や工務店等の多様なニーズ全てに対応できないことが、利用拡大の障害となっています。

「岐阜証明材推進制度」は認知されつつあります。今後は、更なる合法性、生産流通履歴の管理に加え、性能保証への対応などの取り組みが必要です。

更なる県産材住宅の建設促進のためには、需要の大きな愛知県などへのPR活動が必要です。

H20 年度以降の対応

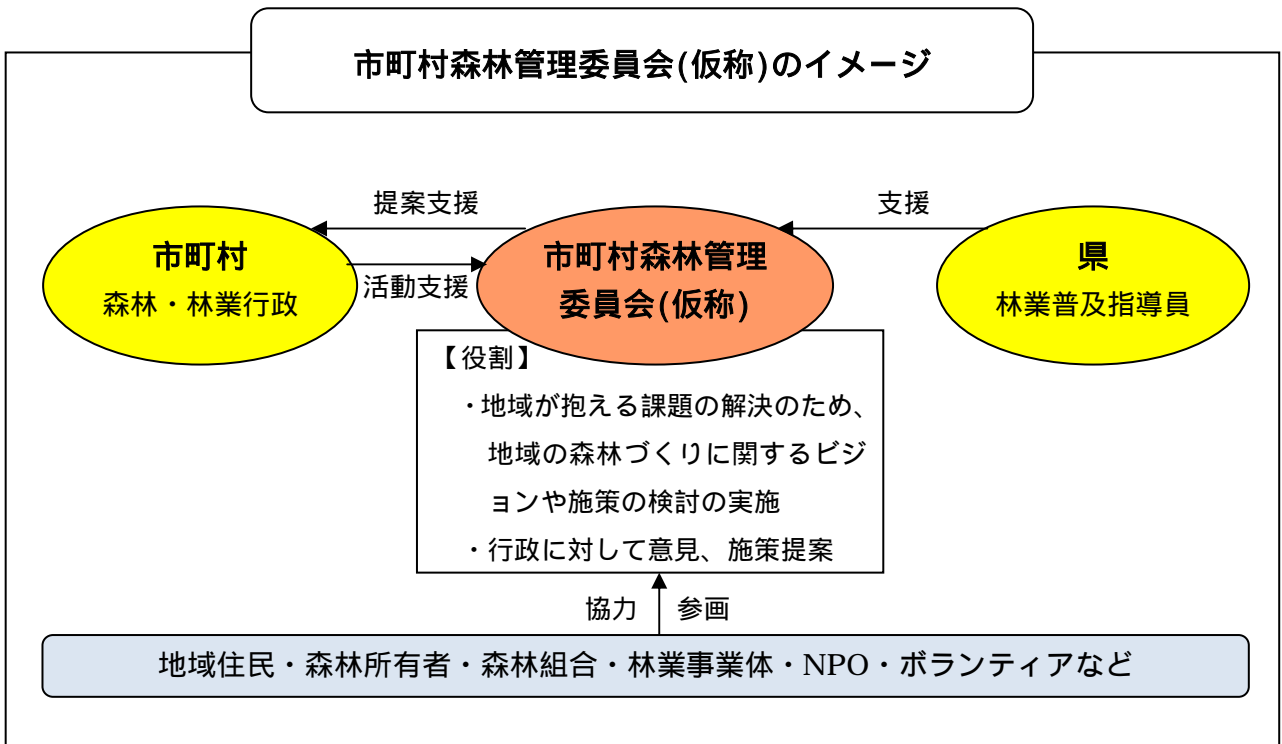
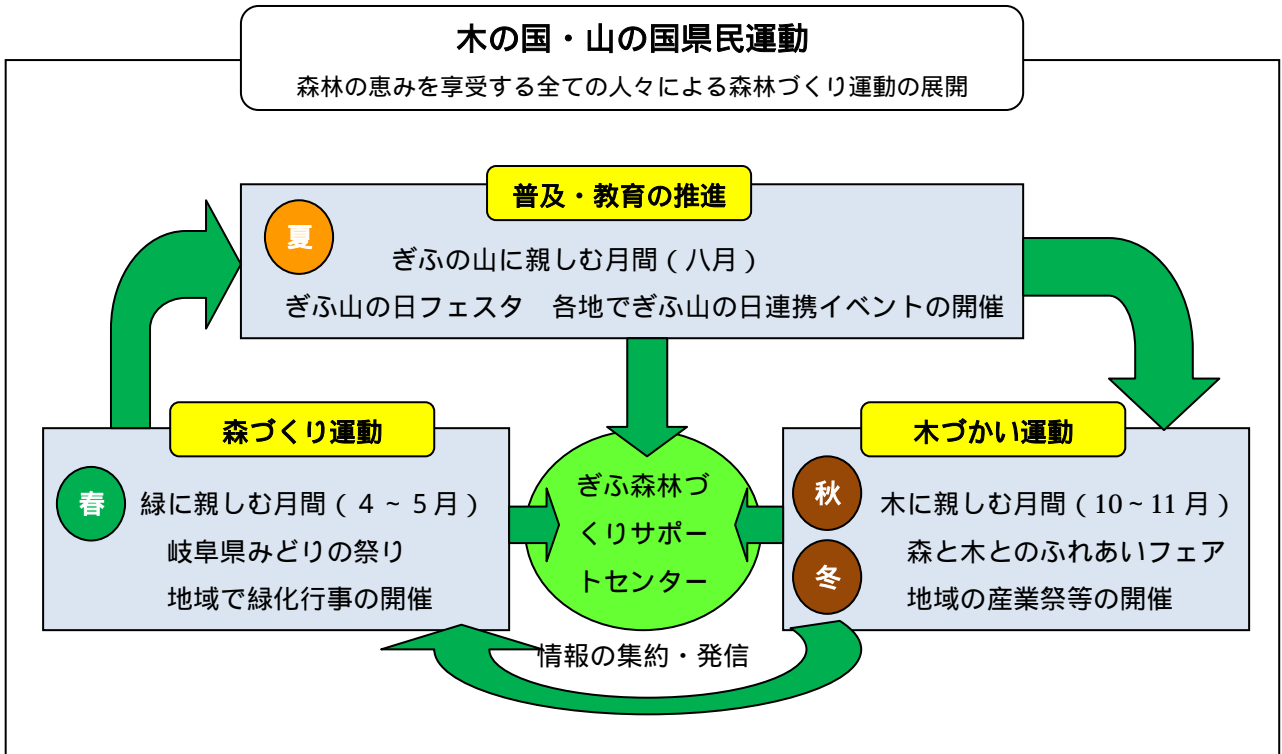
設計士や工務店等の多様なニーズに対応するため、製材規格、設計規格等を調査し、規格の統一化・性能表示に取り組みます。

住宅ローン金利の優遇制度等を活用し、県内外での県産材住宅の建設促進を図ります。

- 4 「県民協働による森林づくりプロジェクト」

「県民協働による森林づくりプロジェクト」は、社会全体で森林づくりを支える県民運動の展開と地域推進体制の構築を目指す取組です。

プロジェクトの概要



平成19年度の実施状況

木の国・山の国県民運動

- ・ 春（4/28）には「第37回岐阜県みどりの祭り」を、夏（8/8）には「第2回ぎふ山の日フェスタ」を、秋（10/25・26）には「森と木とのふれあいフェア2007」を、開催しました。



- ・ 森林環境教育を行う際に指針となる「森林環境教育の進め方」及び、森林に関する解説や参考プログラムをまとめた副読本「森林環境教育・学習教材 - 森で学ぶ・森を学ぶ -」を作成配布しました。

企業との協働による生きた森林づくり

- ・ 企業への森づくり説明会を、名古屋市、岐阜市で2回開催した結果、計56社、140名の参加がありました。また、企業との個別打合せ、パンフレットの作成配布、県のホームページでの紹介などを行いました。
- ・ その結果、「トヨタ紡織(株)」、「ブラザー工業(株)」、「(財)田口福寿会」、「日本たばこ産業(株)」と、関係市、県との間で生きた森林づくり協定が締結されました。



平成19年度の評価

森林環境教育は、息の長い取組が必要です。

特に、緑の子ども会議等を推進するためには、「学校の先生等に対する活動プログラムの提供」や「指導者育成」に対する支援が必要です。

企業のCSR（社会的責任）活動への参加意欲が高まり、森林づくりに参加しようとする企業が増えていますが、対象となる森林はあっても、地元の協力体制がすぐには整わないことが課題です。

H20年度以降の対応

今後も、継続的な「木の国・山の国県民運動」に取り組めます。

なお、森林環境教育には子供の頃からの「木育」が重要なことから、木育読本の作成や木育セミナーの開催により、未就学児や小学校低学年への木育の普及啓発を行います。

森林づくりに参加を希望する企業に対し、県や市町村が協力して企業訪問・現地案内等を行い、地元関係者との仲介役を行います。

県民の意見

1 県民等からの意見聴取の経緯

「第1回 木の国・山の国県民会議」

6月18日 岐阜県庁

参加人数：17名

「木の国・山の国1000人委員会」

7月10日 恵那地区

参加人数：12名

7月14日 飛騨地区

参加人数：11名

7月15日 下呂地区

参加人数：13名

7月16日 東濃地区

参加人数：8名

7月17日 可茂地区

参加人数：17名

7月22日 中濃地区

参加人数：11名

7月23日 揖斐地区

参加人数：12名

7月24日 西濃地区

参加人数：10名

7月25日 岐阜地区

参加人数：18名

7月29日 郡上地区

参加人数：10名

小計：122名



「第2回 木の国・山の国県民会議」

9月1日 岐阜県庁

参加人数： 名

「第1回 岐阜県森林審議会」

9月11日 岐阜県庁

参加人数： 名

「林業団体議員懇話会」

9月18日 水産会館

参加人数： 名

合計： 名

2 県民からの意見

【健全で豊かな森林づくりの推進について】

間伐を小流域単位で進めたその実績・効果により、他地域への波及が期待できるのではないか。

災害の原因は、適切に間伐が実施されていないこと。間伐の実施には森林所有者の意識改革が重要。

森林整備における受益者は森林所有者だけではない。国道上部の森林整備は国土交通省が行うべき。

「利用間伐」が進まないのは、間伐の数値目標にとらわれすぎているからではないか。森林所有者に利益を還元し、意欲を向上させるような、「利用間伐」のシステムづくりが必要。

森林を経済的な視点重視で捉えているが、森林と林業は違う目線で考えるべきではないか。

環境林と木材生産林を区別した整備が必要。環境林は受益者と整備する者との間に価値観が共有されるべき。

人工林にすべきでない森林を明確にする基準づくりを行うべき。

森林の持つCO2吸収機能も関連させながら、新しい評価を行い、山の価値を高めることが重要。

企業に温暖化対策義務を負わせ、森林所有者に温暖化対策のインセンティブを与える仕組みが必要。

長期的に見れば、ある程度は皆伐も実施して、林齢の平準化を図る必要がある。

生物多様性保持のため、小面積皆伐の推進も必要。

森林に関心のない所有者に対しては、所有と経営の分離が必要。

エダムシ（スギノアカネトラカミキリ）等の害虫対策が必要。

森林空間の利用促進には、住民へのPRが必要。現在は自然と親しむ場所が少ない。

NPO活動は予算が無く厳しい。里山活動への継続的な支援をして欲しい。

【林業及び木材産業の振興について】

A材、B材対策は目処が立ってきたが、C材対策は進行していない。C材を製紙用のチップや燃料としてのバイオマス利用を考えるべき。

木材の安定供給のためには、施業の団地化・集約化、作業路網の整備、機械化、技術者の技能向上の4つを実行し、生産のコストダウンを図る以外にない。

今後、2～3年のうちにA材B材とも大幅に需要が伸びると考えられるので、木材価格も上昇する。そうなると間伐から主伐へと自然に移行せざるを得なくなる。

建築に対する品質の要求に対して、逃げてはダメ。

事業実施者は間伐材を搬出するという意識に乏しく、工夫や技能が無い。

事業地の団地化・集約化を進めるためのマニュアルが必要。

低コストにこだわり過ぎると林地が悪くなる。地域にあった山づくりを推進してほしい。

林道の新規開設は不要。 VS 林道はまだまだ不足。

高性能林業機械に対応した高密度の路網を計画的に整備する必要がある。

作業路は、必要なものを吟味して造る必要がある。使われないものはすぐダメになる。

災害に強い路網の整備に県の指導を望む。

最近スギ材価格の上昇は、B・C材が上がっているだけでA材は上がっていない。A材とB・C材のバランスが大切。B・C材ばかりではなく、もっとA材を使う施策が必要。

「ぎふの木で家づくり支援事業」はお客さんに大変好評である。

在来工法住宅の耐震度や品質の保証が必要である。

住宅の補助は20万円では少ない。住宅補助をもっとアピールする必要がある。高率の補助にしないとインパクトがない。

木材の輸入関税や価格体系に問題がある。

林業だけにこだわらず地域産業（観光・陶磁器産業等）との連携が必要。

家庭での木質燃料の利用推進などバイオマスへの助成が必要。

【人づくり及び仕組みづくりの推進について】

県内の森林の状況が県民に分かるように、マスコミを活用した楽しい広報を企画してはどうか。

「木育」等の環境教育を30年、50年先を見て進めることは良いこと。どのような方向性をもってやるのか示して欲しい。

今後大切なのは、人づくりと市町村森林管理委員会を中心とした現場の仕組みづくりである。

林業を産業として育てなければ担い手は育たない。林業で飯が食えるように労働政策の視点で考えるべき。

森林環境教育は、感性の伸びる小学生を対象に、継続的に実施すれば効果的。親の意識改革にもつながる。

環境教育の指導者が大切。指導者の養成をして欲しい。カリキュラムを提供して欲しい。

森林環境教育には、地域ぐるみの後押しが必要。

企業の力は大きい。企業の木や、県民一人一本の木等、顔の見える木があってもいい。山村地域だけでなく、都市住民にも森林整備等の費用を制度的に負担してもらう仕組みが必要。

全ての市町村で、「森林づくり条例」を制定するようになるとうい。

森林所有者の意識改革は森林組合でしかできない。森林組合が育成強化されれば間伐も進む。それには行政のサポートが必要。

地域で協力し、地域内の個々の森林所有者へ啓発する必要がある。

森林境界を明確化するシステムづくりをして欲しい。

耐久性、強度を保證する製材・加工技術の確立が必要。

資料編 岐阜県の森林・林業を取り巻く現状

1. 森林 森林資源

県土面積	1,060 千 ha	全国第 7 位
森林面積（国有林を含む）	866 千 ha	全国第 5 位
森林率（県土面積に対する森林面積の割合）	82 %	全国第 2 位
民有林面積（国有林を除く森林）	685 千 ha	全国第 3 位
人工林面積	387 千 ha	全国第 6 位
天然林面積	437 千 ha	全国第 7 位

資料：林野庁計画課「森林資源の現況」（平成 14 年 3 月 31 日）

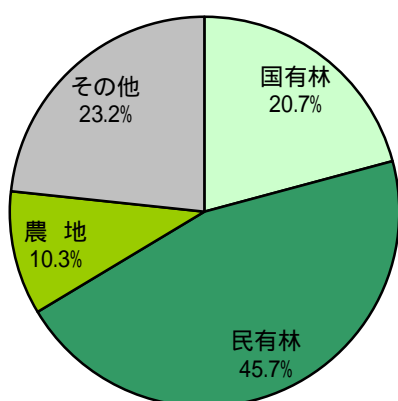
国土面積・県土面積は、全国市町村要覧平成 14 年度版

人工林：人為的に苗木を植栽することにより育てられた森林。スギやヒノキなどの針葉樹が中心。

天然林：更新に人の手が加えられていない森林、またはほとんど手が加えられず自然のままになっている森林。ブナ、ミズナラ、クリ、コナラ、カシ類などの広葉樹が中心。

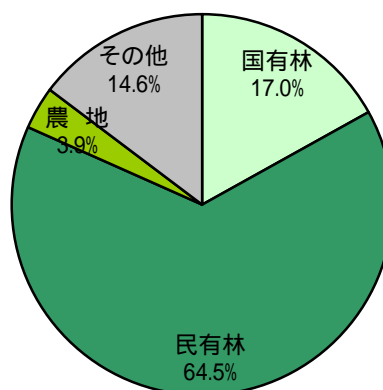
- ・岐阜県の森林面積は 866 千 ha(平成 18 年度)と県土面積の 81.6%を占めています。内訳は、国有林が 181 千 ha、民有林が 685 千 ha で民有林は県土面積の 64.5%を占めています。全国に比べ民有林の割合が高く、民有林面積は平成 13 年度末現在で全国第 3 位です。

土地(面積割合:全国)



森林面積：25,121 千 ha（平成 13 年度）

土地(面積割合:岐阜県)

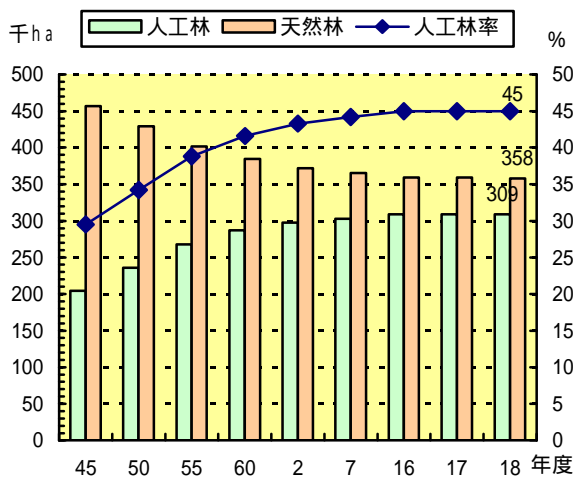


森林面積：866 千 ha（平成 18 年度）

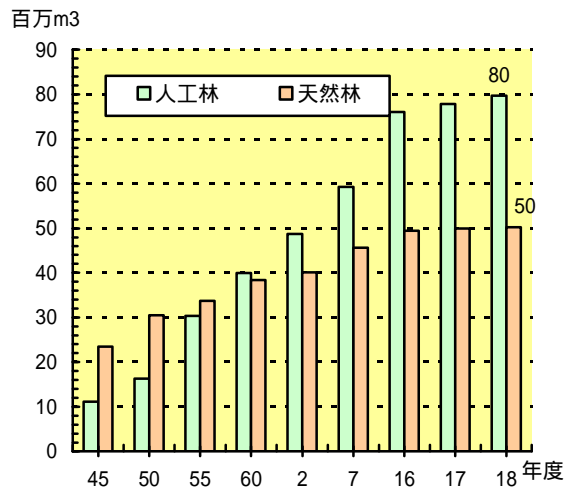
資料：林野庁「森林資源の現況（平成 14 年 3 月 31 日現在）」、農林水産省「2005 年世界農林業センサス」

- ・森林蓄積は年々増加しており、国有林を含めた蓄積は 155,513 千 m³、うち民有林蓄積は 129,961 千 m³となっています。特に人工林蓄積が著しく増加しています。

民有林森林面積の推移



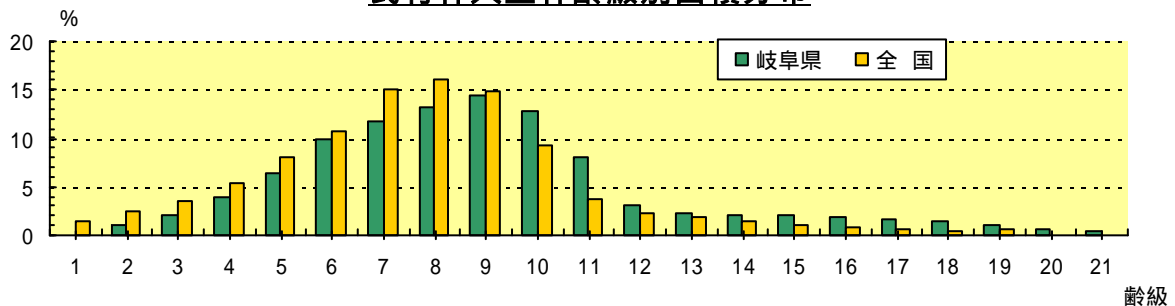
民有林森林蓄積の推移



- ・ 民有林人工林のうち 35 年生以下（7 齢級以下）の若・幼齢林の面積は 107 千 ha、全体の 35% を占めており、下刈りや除間伐などの保育施業の実施が重要となっています。
- ・ また、間伐の対象となる 11～35 年生の人工林面積は 104 千 ha で、民有林人工林の 34% を占めています。一方、除間伐面積は平成 18 年度で 19 千 ha となっており、適正な森林管理を行うために、さらなる除間伐の推進が重要となっています。

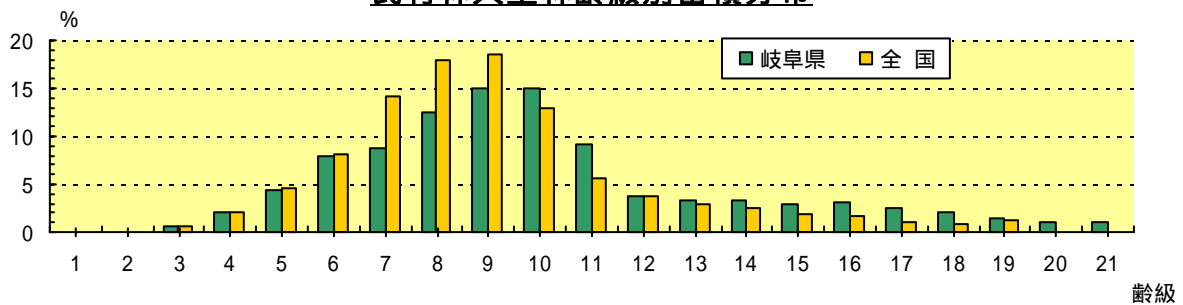
民有林人工林面積 全国：7,937 千 ha 岐阜県：309 千 ha

民有林人工林齢級別面積分布



民有林人工林蓄積 全国：1,966,930 千 m³ 岐阜県：79,680 千 m³

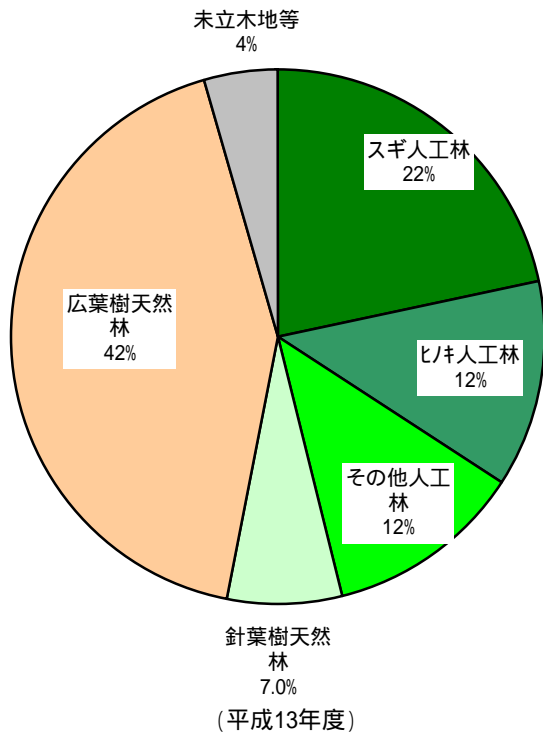
民有林人工林齢級別蓄積分布



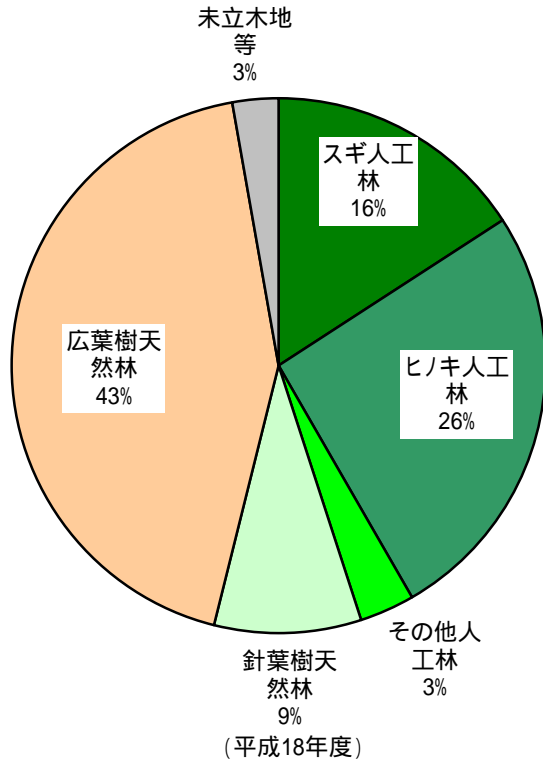
(注) 全国数値については、林野庁「森林資源の現況(H14.3.31 現在)」による。全国数値は 20 齢級以上の集計はしていない。

- ・ 民有林の樹種別面積をみてみると、人工林ヒノキの割合が全国数値に比較して高くなっています。平成 13 年度末現在、本県のヒノキ人工林面積・蓄積とも、高知県に次いで第 2 位となっています。

民有林樹種別面積(全国)



民有林樹種別面積(岐阜県)

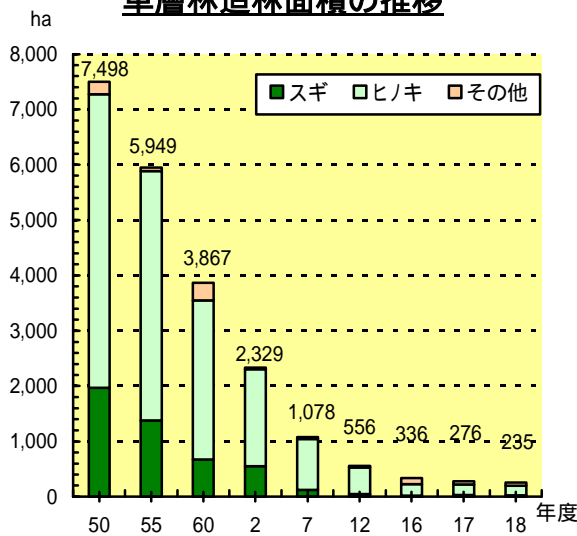


(注) 全国数値については、林野庁「森林資源の現況(平成14年3月31日現在)」による

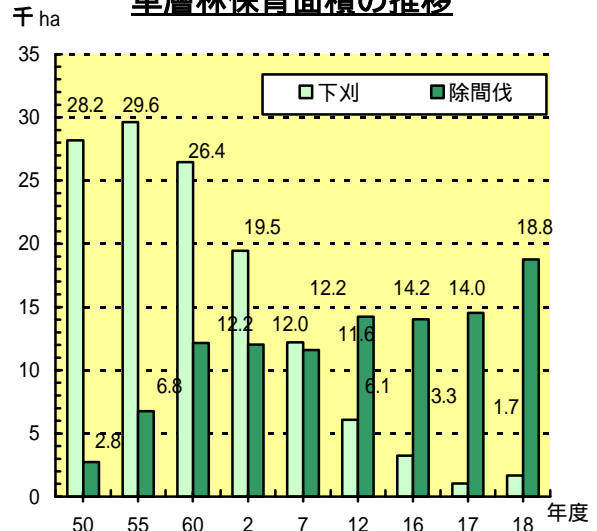
森林整備

- ・単層林造林面積は昭和50年当時から減少傾向が続いており、平成18年度は235haで対前年比85.1%と減少しました。また、そのうち176haがヒノキであり、造林面積の74.9%を占めています。

単層林造林面積の推移

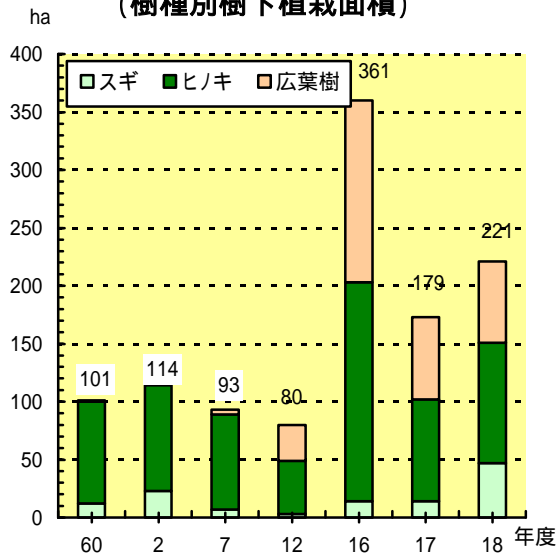


単層林保育面積の推移

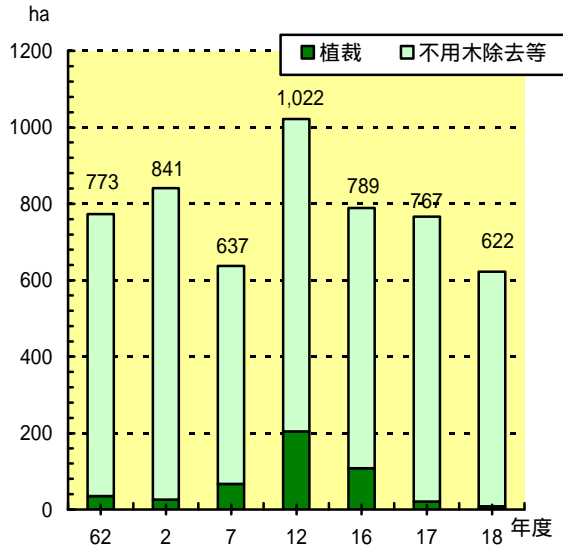


- ・下刈面積は昭和55年度以降減少傾向が続いています。
- ・除間伐面積はほぼ横ばいで推移しています。
- ・複層林整備は天然更新型による改良面積は減少しています。

**複層林整備(植栽型)面積の推移
(樹種別樹下植栽面積)**



育成複層林整備(天然更新型)面積の推移(不用木除去淘汰・樹下植栽面積)



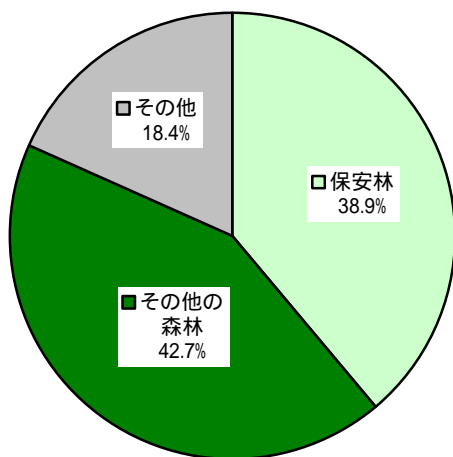
県土の保全

- ・保安林面積は平成 18 年度 412,946ha であり、そのうち民有保安林が 241,371ha、国有保安林が 171,575ha で、県土面積の 38.9%、森林面積の 47.7%を占めています。
- ・保安林の 65.3%は、水資源の確保に重要な役割を果たしている水源かん養保安林で、続く 32.0%が土砂流出防備保安林となっています。

注：県土面積には旧長野県山口村の面積を含む。

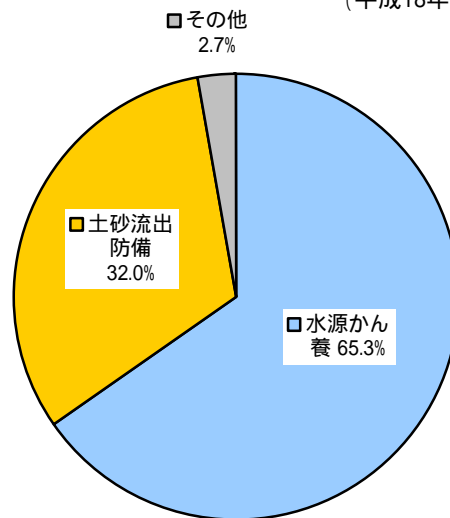
県土面積に占める保安林の割合

(平成18年度)

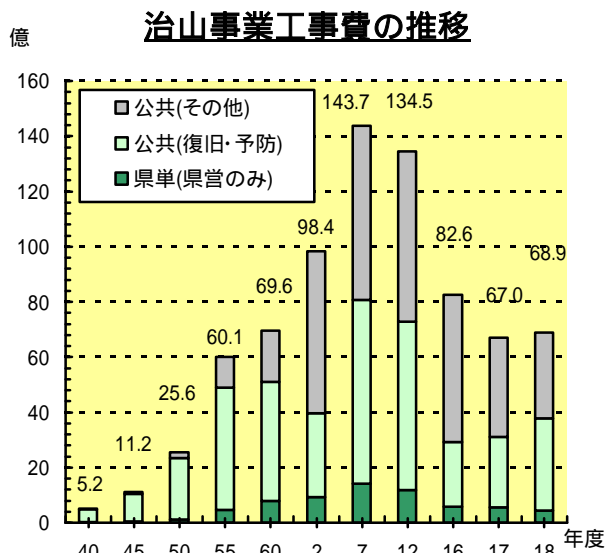
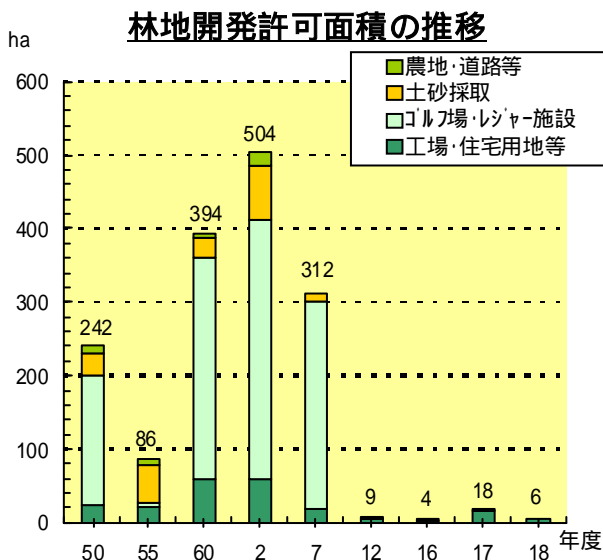


保安林の種類別構成割合

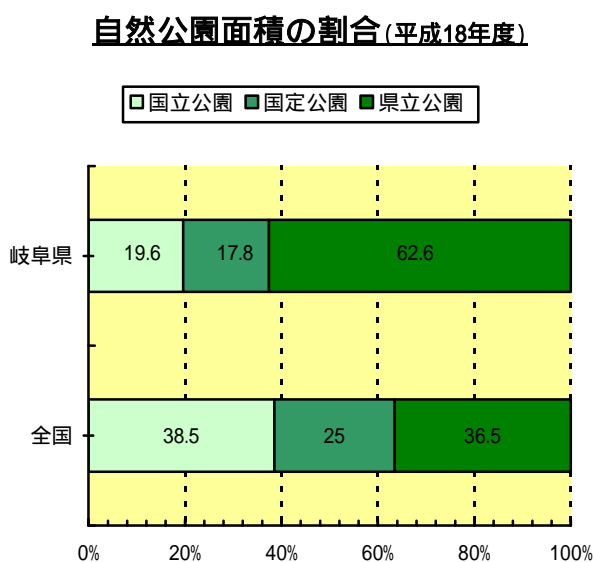
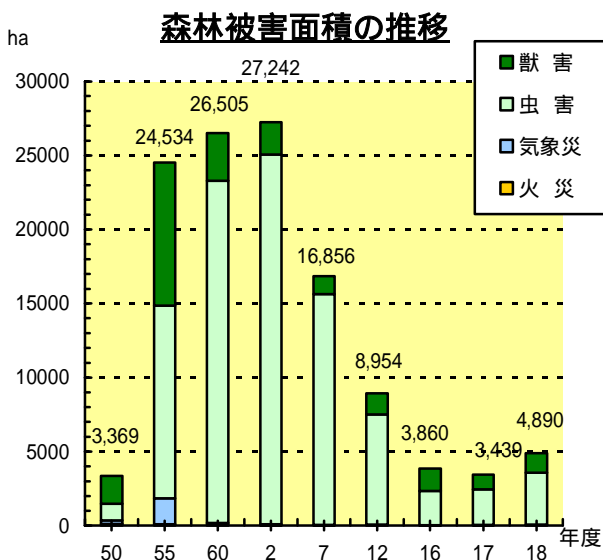
(平成18年度)



- ・平成 18 年度の治山事業工事費（公共・県単（県営のみ））は 68.9 億円で、対前年比 102.6%と増加しています。
- ・平成 18 年度の林地開発許可件数及び面積は 3 件、6ha で、対前年比で許可件数は 60%、面積は 33%となり、最も多かった平成 2 年度(504ha)のわずか 1.2%となっています。



- ・平成 18 年度の森林被害面積は 4,890ha で、うち 4,818ha（構成比 98.5%）が病虫獣害によるものです。



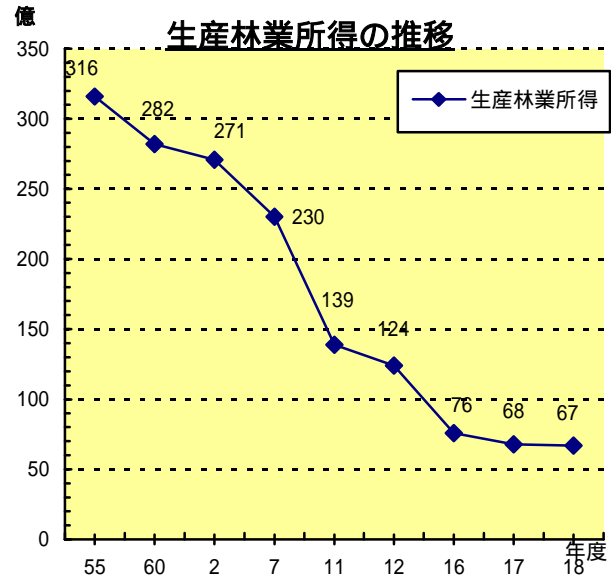
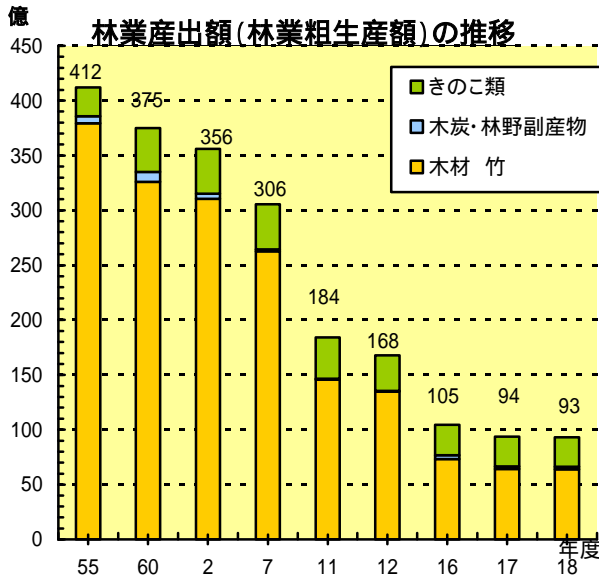
環境省自然公園局「自然保護各種データ一覧」

- ・本県の自然公園面積は、平成 18 年度末現在 195,092ha で、県土に占める割合は 20.0%となっています。これは全国平均の 14.2%に比べ高く、中でも県立自然公園の割合が高くなっています。

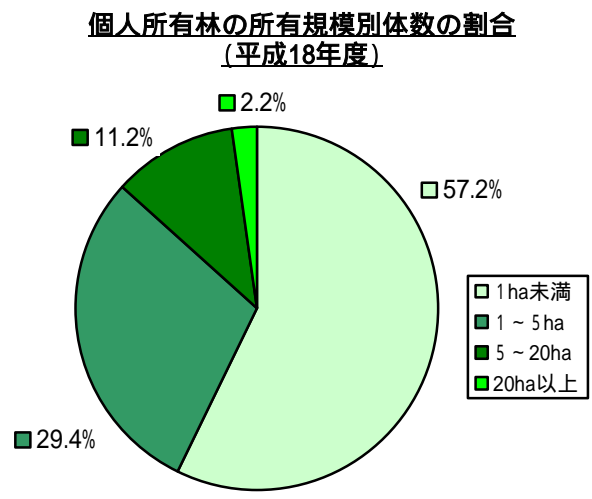
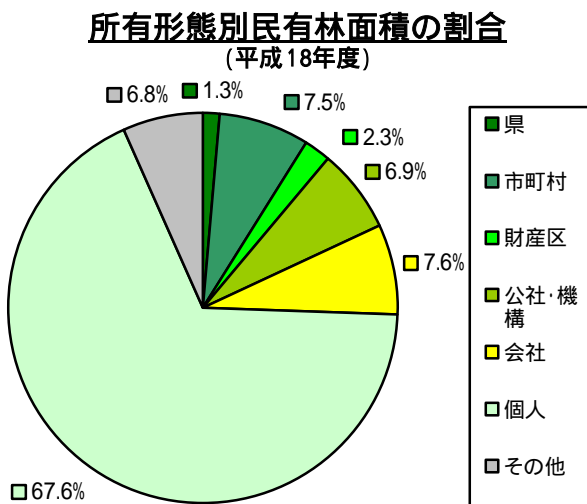
2. 林業・木材産業

林業経営

- ・平成18年度の林業産出額（林業粗生産額）は93億円(対前年比99.3%)、生産林業所得は67億円(対前年比98.9%)で年々減少しています。



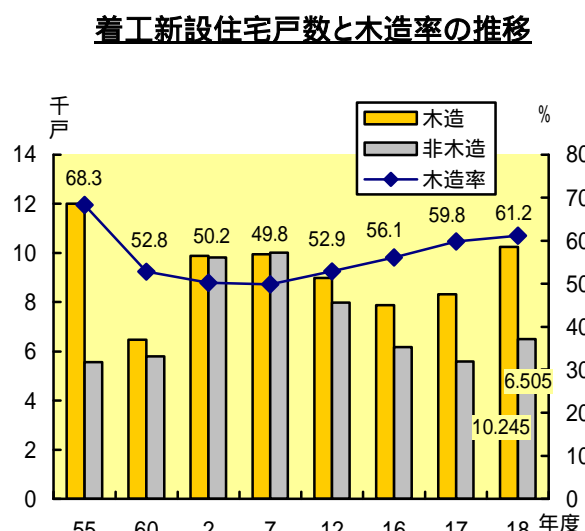
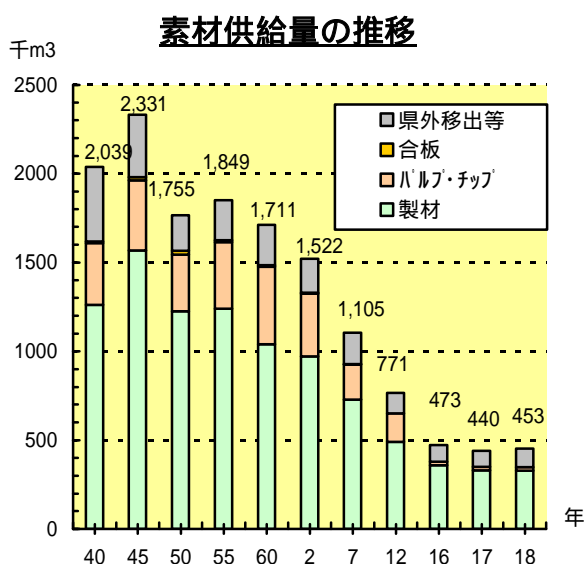
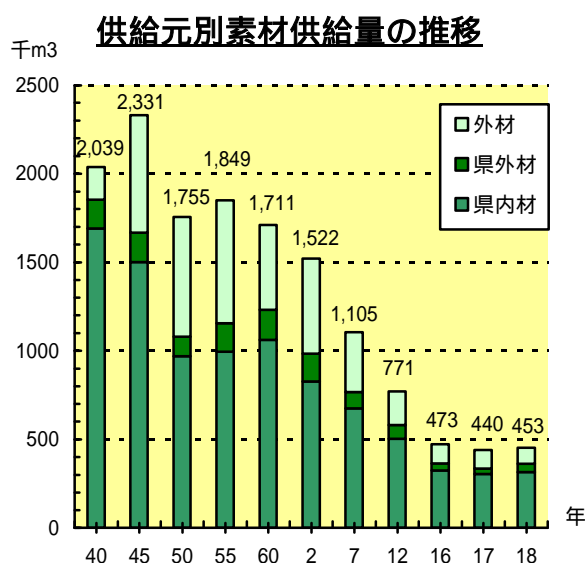
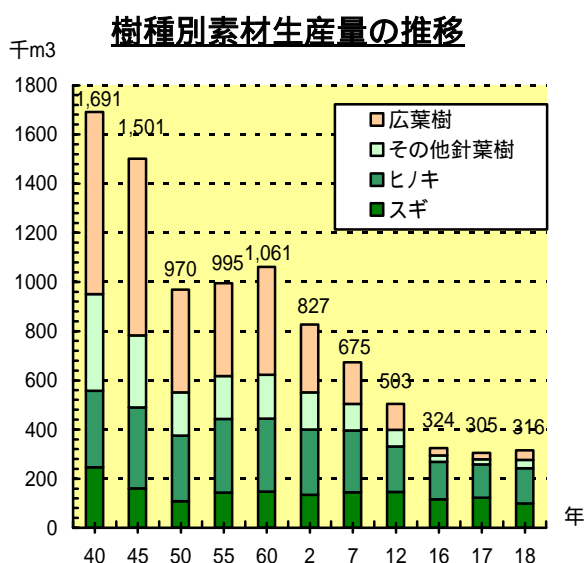
- ・県下の民有林面積のうち私有林が88.8%、公有林が11.2%となっています。私有林の内訳は個人所有が最も多く、私有林全体の76.1%を占めています。
- ・個人所有の規模別体数をみると、所有面積1ha未満が57.2%を占め、1~5haと合わせると全体の86.6%が5ha未満の零細な所有となっています。



地域森林計画対象内森林のみ集計

木材生産・木材需要

- ・素材生産量は平成 18 年 316 千 m³で、前年度より微増(11 千 m³)に転じました。
- ・樹種別にみると、ヒノキが最も多く生産されており 144 千 m³ (構成比 46%)で、これは、国内シェアの 7.2%を占めています。
- ・素材の供給量は 453 千 m³で、前年度より微増(13 千 m³)に転じました。このうち県内材の供給量は 316 千 m³で全体の 70%を占めています。
- ・素材の県内需要は、348 千 m³で、そのうち製材用の割合が 94%と最も高くなっています。
- ・新設着工戸数は 16,750 戸で、前年度に比べて 2,834 戸増加しました。木造率は 61.2%と増加しています。

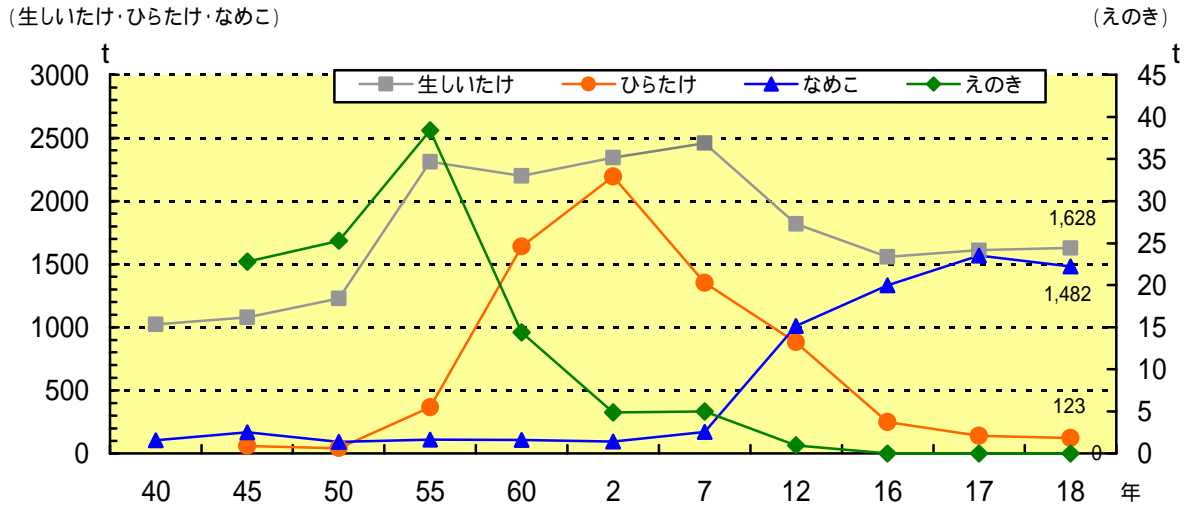


注 1 : 調査の中止により 13 年度以降の「ハルブ・チップ」は「チップ」のみの数値

特用林産物

- きのこ類の生産量は、「生しいたけ」が対前年比 101.1%、「なめこ」が 94.5%となっています。

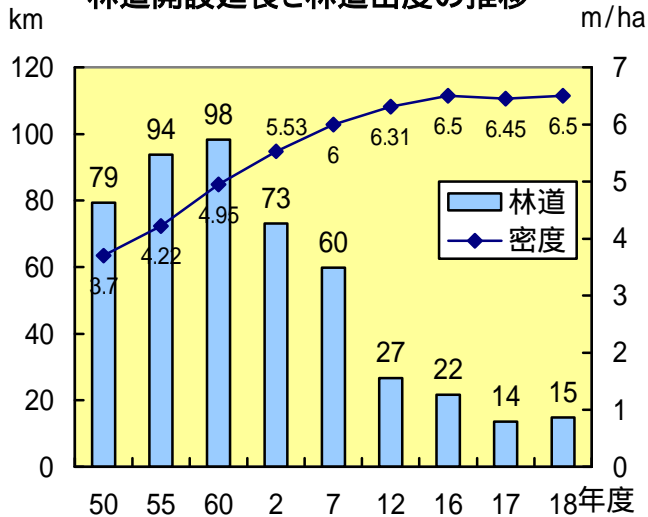
きのこ類生産量の推移



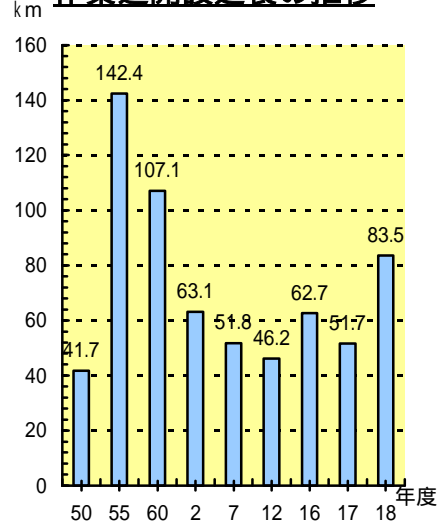
林道・作業道

- 平成 18 年度の林道（自動車道と軽車道の計）開設延長は 14.9km で、対前年比 109.5%となっています。総延長は 4,429km、2040 路線となっています。また民有林林道密度（自動車道と軽車道の計）は、6.5m/ha となっています。
- 作業道の開設は、造林補助事業、森林管理路緊急整備事業で実施されており、平成 18 年度の開設延長は 83.5km で、対前年比 161.5%と前年を大きく上回っています。

林道開設延長と林道密度の推移



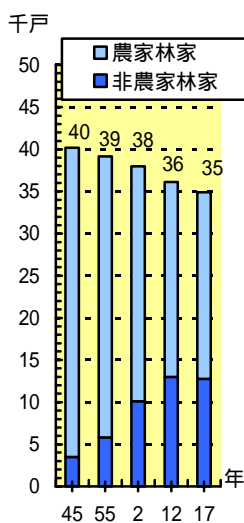
作業道開設延長の推移



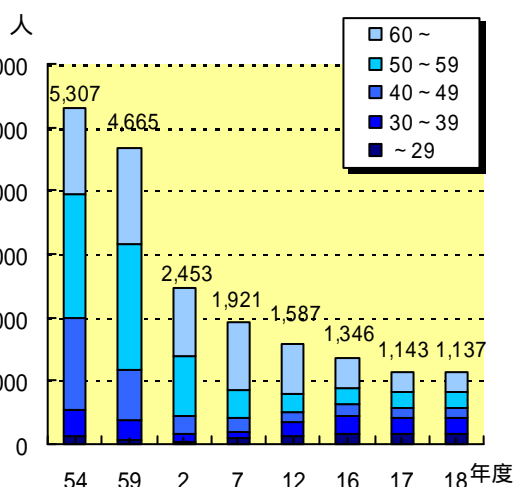
林業労働力・林業機械

- ・林家（保有山林 1ha 以上）戸数は減少傾向にありますが、非農家林家の割合は前回（平成 2 年度調査）に比べ 2,926 戸（29%増）の増加となり、農家林家が減少する一方、非農家林家は増加する傾向にあります。
- ・平成 18 年度の森林技術者数は 1,137 人で、前年度（対前年比 99.5%）を下回っていますが、減少傾向は緩やかになっています。
- ・森林組合の作業班員は 759 人で、前年度に比べて 1 人増加しています。
- ・生産性の向上、労働環境の改善などの効果が期待される高性能林業機械は、平成 5 年に導入されて以来年々増加し、平成 18 年度には県下で 76 台となっています。

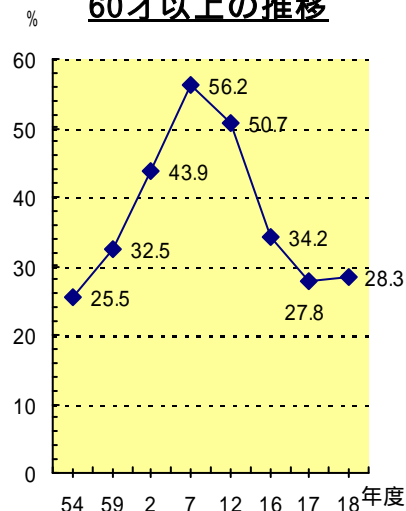
林家戸数の推移



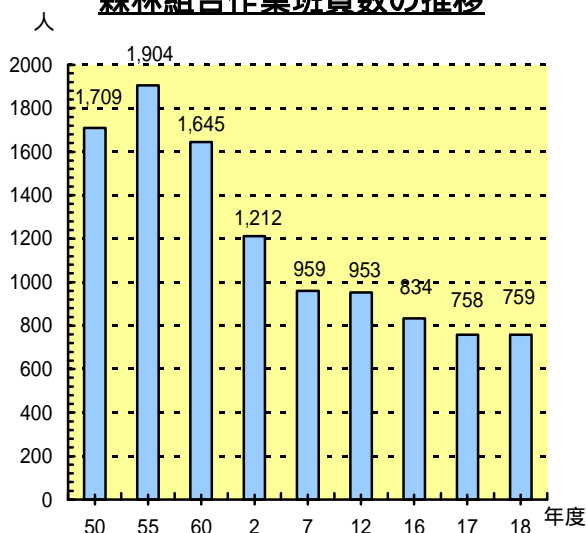
年齢別森林技術者の推移



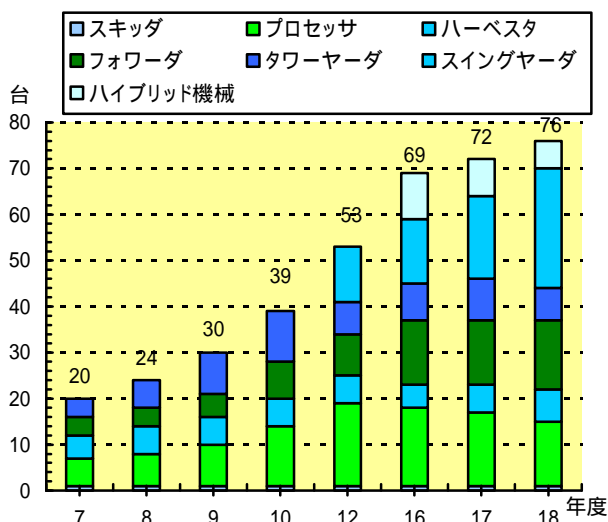
60才以上の推移



森林組合作業班員数の推移



高性能林業機械数の推移



3. 森林の多面的機能の評価額

森林の多面的機能の評価額・・・森林は私たちの生活に欠くことのできない様々な働きを持っています。

森林が持つさまざまな機能をお金に換算し評価（試算）すると、下表のとおりです。

（単位：億円）

機能の種類	全国評価	岐阜県評価	説明
二酸化炭素吸収	12,391	471	温暖化の原因である二酸化炭素を吸収する機能
化石燃料代替	2,261	42	木材を使うことで二酸化炭素の放出を抑制する機能
表面浸食防止	282,565	6,739	下草や落枝落葉に覆われていることにより地表の浸食を抑制する機能
表層崩壊防止	84,421	2,914	森林の樹木が地中に深く根を張り巡らすことにより土砂の崩壊を防ぐ機能
洪水緩和	64,686	2,493	森林の土壌が、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和する機能
水資源貯留	87,407	4,110	森林の土壌はスポンジのように隙間がたくさんある構造になっており、この隙間に水を蓄える機能
水質浄化	146,361	5,665	雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される機能
保健休養	22,546	775	樹木がフィトンチッドに代表される揮発性物質を出すことで、人に対し直接的な健康増進効果を与える機能。また、行楽やスポーツの場を提供する機能
合計	702,638	23,209	県民1人あたり：約110万円 森林1haあたり：約270万円

（注）日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年11月1日）及び国答申に基づく岐阜県の試算による。岐阜県の試算は平成13年度データに基づく。